

第3 監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ

1 監査対象の選定理由

「第2 監査対象の概要」を踏まえて、子ども家庭局、保健福祉局及び教育委員会を監査対象とした。

2 監査の視点

「第1 監査の概要 5 監査の方法 (1) 監査の視点」に記載した監査要点について、監査を実施した。

3 監査手続の流れ

(1) 概要の把握

公表されている子ども・子育てに関する条例、規則、要綱及び過去の包括外部監査の結果等を閲覧した。

子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の概要を把握するために、子ども家庭局、保健福祉局及び教育委員会から各種資料を入手し、説明を受けた。

(2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした財務事務等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の閲覧を行い、市の条例等への準拠性をはじめ各監査要点について検討した。

所轄部署における文書の査閲及び質問は、以下のとおり実施している。

【文書査閲及び質問の実施状況】

実施期日（令和2年）	対象部署等	調査内容
7月2日	子ども家庭局	全体概要把握のための予備調査
7月10日	教育委員会 保健福祉局	全体概要把握のための予備調査
8月3日	子ども家庭局 保健福祉局	文書の査閲及び質問
8月4日～7日、24日	子ども家庭局	文書の査閲及び質問
8月25日	教育委員会	文書の査閲及び質問 子ども図書館の視察
8月26日	子ども家庭局	文書の査閲及び質問
10月5日	子ども家庭局	文書の査閲及び質問
11月10日～13日	子ども家庭局 教育委員会 保健福祉局	文書の査閲及び質問
11月19日	子ども家庭局	文書の査閲及び質問

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

上述の監査の視点に基づいて実施した監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。詳細については、次の「2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。

「監査の結果」は、主として法規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 所管部署別の監査の結果及び意見の件数

所管部署別の監査の結果及び意見の件数は以下のとおりである。

部	課	結果	意見
子ども家庭局 子ども家庭部	総務企画課	-	1件
	監査指導課	-	3件
	幼稚園・こども園課	2件	4件
	保育課	3件	17件
子ども家庭局 子育て支援部	子育て支援課	1件	7件
保健福祉局 障害福祉部	障害福祉企画課	-	1件
	精神保健福祉課	2件	3件
教育委員会 指導部	指導第一課	-	1件
	指導第二課	-	1件
教育委員会 学校支援部	学事課	-	-
教育委員会 中央図書館	子ども図書館	-	3件
合計		8件	41件

(2) 所管部署別の監査の結果及び意見の項目

所管部署別の監査の結果及び意見の項目は、以下の表のとおりであった。

所管部署、事業、結果及び意見の項目		ページ
(1) ア. 子ども家庭局 子ども家庭部 総務企画課		43
(ア) 子育てに関する情報提供の充実・PR		43
結果	該当なし	-
意見	①情報誌「北九州市こそだて情報」の利用促進について	44
(1) イ. 子ども家庭局 子ども家庭部 監査指導課		45
(ア) 指導監査業務		45
結果	該当なし	-

意見	①指導監査ガイドラインの準拠について	46
	②指導監査業務における外部専門家の利用について	48
	③文書保存期間の見直しについて	49
(1) ウ. 子ども家庭局 子ども家庭部 幼稚園・こども園課		52
(ア) 幼稚園・認定こども園運営事業		52
結果	①給付費（委託費）支払通知書の作成誤りについて	54
意見	②月次実績報告に関する資料の誤りについて	54
	③処遇改善加算の実績未達について	54
(イ) 幼児教育保育の無償化-実費徴収（副食費）に係る補足給付を行う事業		56
結果	①委任状の徴収について	56
意見	該当なし	-
(ウ) 私立幼稚園振興助成補助金（学校関係者評価推進事業費）		58
結果	該当なし	-
意見	①学校関係者評価の公表状況の確認について	58
(エ) 私立幼稚園振興助成補助金（園庭芝生化モデル事業費・緑化推進事業費）		59
結果	該当なし	-
意見	①補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について	59
(1) エ. 子ども家庭局 子ども家庭部 保育課		60
(ア) 保育所運営事業		60
結果	該当なし	-
意見	①実績報告資料の誤りについて	61
	②処遇改善加算の実績未達について	62
	③施設機能強化推進費加算の内容について	62
(イ) 地域型保育給付事業		63
結果	該当なし	-
意見	①処遇改善加算の実績未達及び管理方法について	64
	②処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善の未実施について	65
	③処遇改善等加算Ⅱの申請要件の順守について	66
	④申請書・実績報告書の記載不備について	67
(ウ) 特別保育事業補助		68
結果	①北九州市特別保育事業補助金請求書（地域活動事業）の添付資料について	68

意見	②特別保育事業補助金の執行率について	68
	③補助金請求書等の管理について	69
(エ)	保育所整備推進事業	70
結果	該当なし	-
意見	①補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について	70
	②中長期的な保育所整備計画について	71
	③直営保育所の整備計画について	73
(オ)	直営保育所の民営化	75
結果	①直営保育所の民営化における備品貸与について	75
意見	②直営保育所の民営化手続について	76
(カ)	保育所用地の貸付	79
結果	①北九州市保育所用地貸付要綱について	79
意見	②民営化後の市有財産賃貸借契約書について	79
	③土地の貸付料について	80
(キ)	保育士宿舍借り上げ支援事業	85
結果	該当なし	-
意見	①保育士宿舍借り上げ支援事業の在り方について	85
(ク)	保育サービスコンシェルジュ事業	86
結果	該当なし	-
意見	①保育サービスコンシェルジュ事業の実施内容について	86
(2) ア.	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	87
(ア)	放課後児童クラブの管理運営	87
結果	該当なし	-
意見	①放課後児童クラブの清算について	88
	②放課後児童クラブの余剰金について	88
	③放課後児童クラブの監査について	90
(イ)	母子・父子福祉センター運営事業	92
結果	該当なし	-
意見	①事業リーフレットの在庫管理及び情報発信方法について	94
	②目標数値について	95
(ウ)	母子父子寡婦福祉資金事業（特別会計）	96
結果	①人件費の計上について	96
意見	②滞納債権について	97
	③申込時の提出書類について	99

(3) ア. 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課		100
(ア) 障害児の長期休暇対策事業		100
結果	該当なし	-
意見	①障害児の長期休暇対策事業における業務委託への概算払い及び精算について	101
(3) イ. 保健福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課		104
(ア) 北九州市発達障害者支援センター事業		104
結果	①発達障害支援センター運営事業費の予定価格について	104
意見	②支援センター事業における業務委託への概算払い及び精算について	105
(イ) 北九州市発達障害者支援モデル事業		108
結果	①発達障害支援モデル事業費の予定価格について	108
意見	②支援モデル事業における業務委託への概算払い及び精算について	109
(ウ) 発達障害児早期支援システム研究事業		112
結果	該当なし	-
意見	①アセスメントツール研究事業終了後の運用体制について	112
(4) ア. 教育委員会 指導部 指導第一課		114
(ア) 子どもの読書活動の推進事業		114
結果	該当なし	-
意見	①会計年度任用職員（注、令和元年度までは非常勤嘱託員）の勤怠管理について	114
(4) イ. 教育委員会 指導部 指導第二課		115
(ア) 有害情報等から子どもを守る事業		115
結果	該当なし	-
意見	①契約期間（調査実施期間）について	117
(5) ア. 教育委員会 中央図書館 子ども図書館		118
(ア) 読書通帳事業		118
結果	該当なし	-
意見	①通帳の在庫冊数の適正化について	119
	②システムの契約期間について	119
	③対象施設の拡充について	120

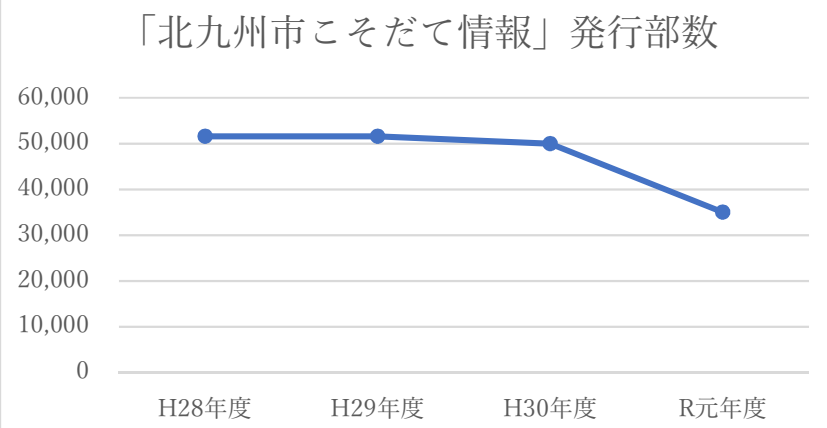
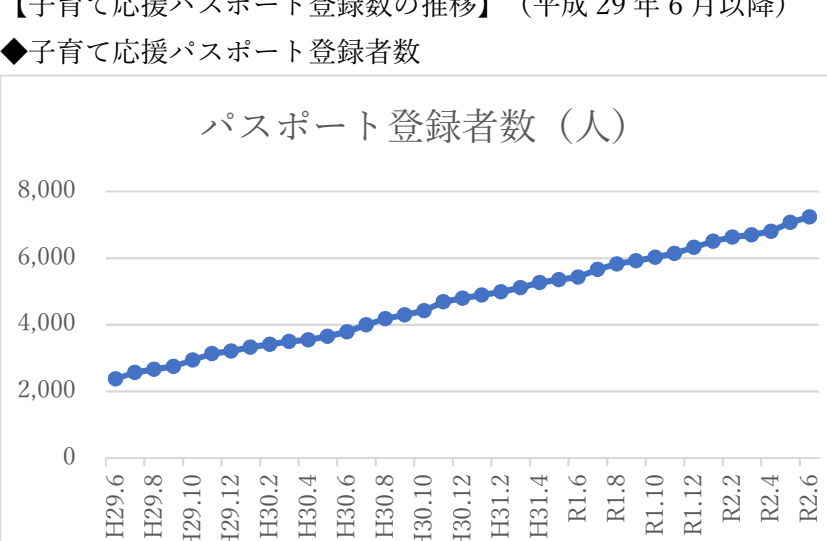
2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

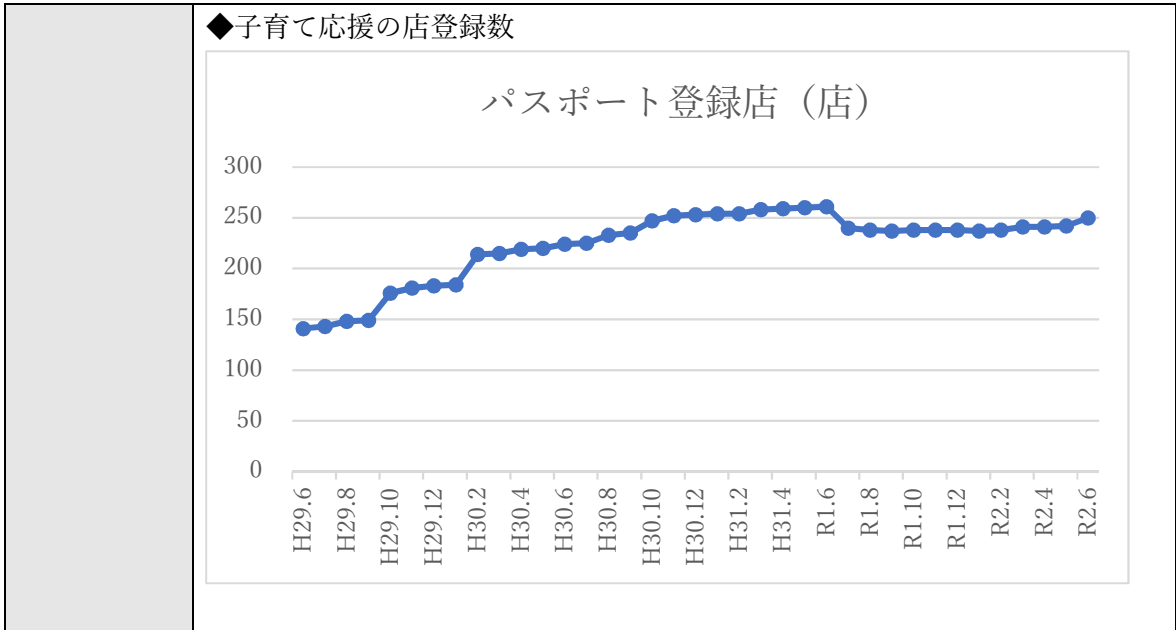
(1) 子ども家庭局 子ども家庭部

ア. 総務企画課

(ア) 子育てに関する情報提供の充実・PR

<事業概要>

<p>事業目的</p>	<p>子育て中の人、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるように、情報誌「北九州市こそだて情報」や「子ども家庭レポート」を発行するなど、子育てに関する情報の提供を行う。</p> <p>当該事業のうち、WEB 広告を活用した市外向け PR では、市外在住の子育て世代に対し、スマートフォン等で閲覧できる WEB 広告を配信し、市の子育て環境の魅力を PR する。また、子育て応援パスポート推進事業では、「子育て応援パスポート」を市内で積極的に PR し、利用推進を図る。</p>																																								
<p>情報誌「北九州市こそだて情報」の発行部数の推移</p>	<p style="text-align: center;">「北九州市こそだて情報」発行部数</p>  <table border="1" data-bbox="432 808 1262 1234"> <caption>「北九州市こそだて情報」発行部数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>発行部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R 元年度は前年度の内容を変更せず「H30 年度・R 元年度版」として発行した。H30 年度版を配布した家庭への配布がなかったため、R 元年度の発行部数は一時的に減少している。</p>	年度	発行部数	H28年度	50,000	H29年度	50,000	H30年度	49,000	R元年度	35,000																														
年度	発行部数																																								
H28年度	50,000																																								
H29年度	50,000																																								
H30年度	49,000																																								
R元年度	35,000																																								
<p>子育て応援パスポート登録数の推移</p>	<p>【子育て応援パスポート登録数の推移】（平成 29 年 6 月以降）</p> <p>◆子育て応援パスポート登録者数</p> <p style="text-align: center;">パスポート登録者数（人）</p>  <table border="1" data-bbox="432 1413 1262 1951"> <caption>パスポート登録者数（人）</caption> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29.6</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>H29.8</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>H29.10</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>H29.12</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>H30.2</td><td>3,200</td></tr> <tr><td>H30.4</td><td>3,400</td></tr> <tr><td>H30.6</td><td>3,600</td></tr> <tr><td>H30.8</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>H30.10</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>H30.12</td><td>4,200</td></tr> <tr><td>H31.2</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>H31.4</td><td>4,600</td></tr> <tr><td>R1.6</td><td>4,800</td></tr> <tr><td>R1.8</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>R1.10</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>R1.12</td><td>5,400</td></tr> <tr><td>R2.2</td><td>5,600</td></tr> <tr><td>R2.4</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>R2.6</td><td>6,000</td></tr> </tbody> </table>	年月	登録者数	H29.6	2,200	H29.8	2,500	H29.10	2,800	H29.12	3,000	H30.2	3,200	H30.4	3,400	H30.6	3,600	H30.8	3,800	H30.10	4,000	H30.12	4,200	H31.2	4,400	H31.4	4,600	R1.6	4,800	R1.8	5,000	R1.10	5,200	R1.12	5,400	R2.2	5,600	R2.4	5,800	R2.6	6,000
年月	登録者数																																								
H29.6	2,200																																								
H29.8	2,500																																								
H29.10	2,800																																								
H29.12	3,000																																								
H30.2	3,200																																								
H30.4	3,400																																								
H30.6	3,600																																								
H30.8	3,800																																								
H30.10	4,000																																								
H30.12	4,200																																								
H31.2	4,400																																								
H31.4	4,600																																								
R1.6	4,800																																								
R1.8	5,000																																								
R1.10	5,200																																								
R1.12	5,400																																								
R2.2	5,600																																								
R2.4	5,800																																								
R2.6	6,000																																								



※出所：市提供資料

①（意見）情報誌「北九州市こそだて情報」の利用促進について

【現状】

市は定期的に「北九州市こそだて情報」を発行しているが、令和2年度発行分より大幅な改訂を実施する予定である。これに伴い、令和元年度には、どのような情報誌であるべきか検討を行うため、複数の保護者への聞き取り調査を行っている。

【意見】

情報誌の大幅な改訂を行う予定にしているが、当該改訂が十分なものであったかについて、発行から一定期間経過後に認知度調査などにより効果測定を行うことが望ましい。

また、内容の改訂とは別に、「北九州市こそだて情報」を認知してもらうための取り組みを検討・実施することや、「北九州市こそだて情報」のWEB媒体への移行やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用した情報発信を検討することが望ましい。

イ. 監査指導課

(ア) 指導監査業務

<事業概要>

事業の概要	<p>社会福祉法人、社会福祉施設及び地域型保育事業（以下「法人・施設等」という。）に対する指導監査は、社会福祉法及び児童福祉法などの関係法令・通知に基づき、法人・施設運営、事業経営及び利用者の処遇などの指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な法人・施設運営と円滑な事業経営の確保を図ることを目的としている。</p> <p>法人・施設等に対する指導監査には、一般監査と特別監査がある。</p> <p>一般監査は、法人・施設等に対する指導監査についての関係通知等に基づいて定期的に実地又は書面による監査を行う。</p> <p>特別監査は、不祥事が発生した場合や運営等に著しく問題を有する法人・施設等を主な対象として随時実施する。</p> <p>指導監査の終了後、法人・施設等の長など関係職員の出席を求めて講評を行う。その際、改善又は是正を要すると認められる事項については、後日その内容を文書で具体的に指示して改善状況等を報告してもらう。また、必要に応じて職員を派遣して改善状況等の確認のための監査を行うこともある。</p> <p>市では、国の指導監査実施要綱及びガイドラインを踏まえて、北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱等を定めて監査を実施している。</p>
実施状況	<p>令和元年度における監査結果</p> <p>■保育所（市直営、市福祉事業団の経営）</p> <p>監査実施：33 施設 指摘の有無：有り 1 施設 改善状況：1 施設対応済み</p> <p>■民間保育所・認定こども園</p> <p>監査実施：133 施設 指摘の有無：有り 53 施設 改善状況：53 施設対応中又は済み</p> <p>■児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）</p> <p>監査実施：10 施設 指摘の有無：有り 4 施設（うち特別指導監査 1 施設）改善状況：4 施設対応済み</p> <p>■地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）</p> <p>監査実施：66 事業所 指摘の有無：有り 15 事業所 改善状況：15 事業所対応中又は済み</p>

※出所：「北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱」並びに市のホームページ開示情報を基に作成

社会福祉法人とは、社会福祉法第 2 条に規定される社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人である。

社会福祉施設とは、社会福祉法第2条に規定された第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の中で、法令により施設としての最低基準が定められているものをいう。

なお、種別によっては福祉関係の通知・通達に基づいた施設も含まれている。

地域型保育事業とは、児童福祉法第24条第2項に規定された小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業で、法令・条例により遵守すべき基準が定められているものをいう。

①（意見）指導監査ガイドラインの準拠について

【現状】

監査指導課における令和元年度の指導監査の監査調書の一部を閲覧した結果、保育所にて「賞与引当金は該当なし」と監査調書に記載されているものがあつた。

当該保育所における給与規程では期末手当及び勤勉手当を年2回支給する条文は見受けられ、かつ資金収支計算書において職員賞与10,996千円を支出している。

当該保育所における経理規程では賞与引当金に関する条文が定められており、重要性が乏しいと認められる場合には計上しないことができるとされている。

【意見】

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付 最終改正令和元年9月13日）」の別紙「指導監査ガイドライン3会計管理（3）会計処理」において、重要性が乏しいことを理由に賞与引当金が計上されていない場合、重要性が乏しいと判断する理由を確認すること及び賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料を確認することが明記されている。

また、同ガイドラインにおける「指導監査ガイドラインの留意事項について1（4）」において「指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。」と定められている。

このため、指導監査にて重要性が乏しいと判断する理由を確認する必要があるとともに、法人において計算書類に与える重要性の影響を検討している資料が見受けられない場合、賞与引当金の検討過程資料を作成し保管するよう助言し、助言した内容を記録に残すべきであるとする。

なお、後述「②（意見）指導監査業務における外部専門家の利用について」にて記載したように、会計に関する部分など高度な専門的知識を要する事項については、外部専門家の利用を検討することが望ましい。

■参考資料

社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付 最終改正令和元年 9 月 13 日）の別紙 指導監査ガイドラインより一部抜粋

3 会計管理
(1) 会計の原則
<p>○ 指導監査については、次のとおり行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 計算関係書類や会計処理の誤りがないかを確認し、単なる指摘にとどまるだけでなく、計算関係書類の内容に誤りがある場合や会計処理が会計基準に則したものでない場合には、その原因及び問題点を把握し、法人がどのように改善していくべきかについて、法人と相互理解を図った上で指導を行うべきものであること。また、会計処理等に誤りが多い法人に対しては、専門家の支援を活用することや会計基準等に関する研修会への職員の参加を促すなど法人の状況に応じた助言等の支援を行うことが望ましい。・ 計算関係書類の作成や会計処理等については、会計基準において詳細に定められており、また、専門的な知見を要するものであるため、文書指摘を行う指摘基準は、原則として、基本的な会計処理等を行っていない場合等とする。・ ガイドラインは、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、法人が会計基準や経理規程等規程類に従って会計処理を行っているかについて、ガイドラインに定める事項以外についても確認及び指導を行うことができるものであるが、指導にあたっては、指摘等の趣旨及び根拠を明らかにした上で行う。
<p>〈指摘基準〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個別の監査事項の指摘基準に関する違反のほか、指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題を隠す等）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には、文書指摘を行うこととする。これらに該当する場合以外には、口頭指摘により改善を求めるとともに、必要に応じて適正な処理を行うための助言を行う。ただし、過去に口頭指摘により改善を求めた事項について改善が見られない場合にはこの限りではなく、文書指摘を行うことができることとする。

項目	監査事項	根拠	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類
(3) 会計処理	貸借対照表	会計省令第5条第2項第1号、運用上の取扱い18の(2)、(3)留意事項18の(2)	○賞与引当金を適正に計上しているか。	<p><着眼点></p> <p>○ 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。</p> <p>○ 指導監査を行うに当たっては、職員に対し賞与を支給することとされている場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上しているかを確認する。</p> <p>○ 重要性が乏しいことを理由に賞与引当金が計上されていない場合、重要性が乏しいと判断する理由を確認する。</p> <p><確認書類></p> <p>引当金明細書（計算書類の附属明細書）、賞与引当金に係る会計伝票等、賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料</p>

②（意見）指導監査業務における外部専門家の利用について

【現状】

監査指導課による指導監査業務は事業概要で上述したとおり、市内の200超の施設等に対して同課4名体制で、下表の指導監査実施要綱及びガイドラインを踏まえた北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱等に則り監査を実施している。

名称	備考
社会福祉法人指導監査実施要綱	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付、最終改正令和元年9月13日）の「別添」資料
指導監査ガイドライン	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付、最終改正令和元年9月13日）の「別添」資料

市は、保育所等に対し、関連法令並びに上表の要綱等に準拠して指導監査を実施し、関連する法令等の遵守及び事業の適正な運営の確保に努めている。

また、保育所等に対して、あらかじめ社会福祉法人指導監査資料の作成を依頼し、法人及び施設の基礎的情報や質問事項への回答を事前に入手することによって、効率的な指導監査の実施に当たるとともに、指導監査の一定水準以上の質の確保に努めている。

【意見】

当該指導監査を実施するにあたり、福祉に関連する法令、事業及び監査に関する高度な専門的知識が必要である。例えば、会計処理に関する事項については、複式簿記に加えて社会福祉法人会計基準等に対する十分な知識と理解が必要である。

指導監査担当者は様々な業務を抱えており、会計に特化して専門性を高めることは困難であると考えられる。また、定期的な人事異動があるため、指導監査に必要なそれらの専門的知識及び理解の蓄積は容易ではないと考えられる。

指導監査における指導をより強化するため、会計に関する部分など高度な専門的知識を要する事項については、外部専門家の利用を検討することが望ましい。例えば、法人及び施設の計算関係書類等の検査又は確認など会計に関する業務を公認会計士又は税理士に外部委託することを検討する、弁護士、公認会計士、税理士又は指導監査業務に精通したコンサルティング会社等の専門的知識を有する者を任用することを検討する等が考えられる。

③（意見）文書保存期間の見直しについて

【現状】

監査指導課にて指導監査の事前又は監査当日に社会福祉法人側より書面資料を入手している。入手した資料は「北九州市文書管理規則第29条 別表第4種」として、現状3年経過後に破棄しており、監査指導課において特段の文書保存期間の定めは見受けられない。

【意見】

「北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱 別表1 法人一般指導監査の周期」において、監査周期は適用要件に応じて4年に1回又は5年に1回と定められており、当該適用要件を充足した監査周期の対象法人（3年から5年）へ変更になる可能性もある。

また、新型コロナウイルス影響による監査周期の延期の可能性も考慮した場合、入手した資料を5年以上保存するように見直すことが望ましい。

■参考資料

北九州市文書管理規則（平成14年3月28日規則第26号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）文書等 職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。

(文書等の保存期間等)

第 29 条 文書等の保存種別、保存期間及び保存期間の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に保存すべき期間の定めがある文書等については、当該期間を保存期間とすることができる。

3 次の各号に掲げる文書等については、前 2 項の保存期間の満了する日後においても、当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。

(1) 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等の終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年間

(4) 北九州市情報公開条例(平成 13 年北九州市条例第 42 号)第 5 条の規定による開示の請求があったもの 同条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の決定の日の翌日から起算して 1 年間

(5) その他職務の遂行上保存期間の延長が必要であると認められるもの 当該職務の遂行上必要とする間

4 文書等の保存期間の計算は、事案の処理の完結した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(保存期間が 1 年未満である完結文書にあっては、事案の処理の完結した日)から起算する。ただし、条例等については、事案の処理の完結した日の属する年の翌年の 1 月 1 日から起算する。

5 第 1 項の規定にかかわらず、常時使用する文書等その他特別の理由があると認められる文書等については、文書分類表により、別段の定めをすることができる。

別表(第 29 条関係) 保存期間区分基準表

保存種別	保存期間	区分基準
第 4 種	3 年間	1 陳情及び請願に関するもので軽易なもの 2 告示、公告等に関するもので軽易なもの 3 許可、認可、承認その他行政処分に関するもので軽易なもの 4 予算及び決算に関するもの(特に重要、重要及び軽易なものを除く。) 5 現金の出納に関するもの(重要及び軽易なものを除く。) 6 照会、回答、通知、報告等に関するもの(重要及び軽易なものを除く。) 7 その他前各項に掲げるものに準ずるもの

※出所：「北九州市文書管理規則 別表」を転記

■北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱

別表1 法人一般指導監査の周期

適用要件	監査周期						
法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人	3年に1回を原則						
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき	活用状況に応じて、以下の取扱いが可能						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="284 654 1171 698">会計監査人を置く法人</td> <td data-bbox="1171 654 1503 698">5年に1回まで延長可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 698 1171 795">公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人</td> <td data-bbox="1171 698 1503 795">5年に1回まで延長可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 795 1171 846">専門家による財務会計の支援を受けた法人</td> <td data-bbox="1171 795 1503 846">4年に1回まで延長可</td> </tr> </table>	会計監査人を置く法人	5年に1回まで延長可	公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人	5年に1回まで延長可	専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可	
会計監査人を置く法人	5年に1回まで延長可						
公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人	5年に1回まで延長可						
専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可						
<p>苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表（ISO9001 認証取得施設も同様とする。） ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組 	4年に1回まで延長可						
上記以外の法人	継続的な実施						

※出所：監査指導課より入手した資料を転記

ウ. 幼稚園・こども園課

(ア) 幼稚園・認定こども園運営事業

<事業概要>

事業の概要	私立幼稚園（新制度対象）や認定こども園の運営費を助成する。 運営費の助成は施設型給付により行われ、市は各施設からの申請内容を審査し、支払いを行う。
実施状況	令和元年度の施設型給付の実施状況は以下のとおりである。 -市内幼稚園 26 園、認定こども園 22 園、合計 48 園 -決算額 38 億円

※出所：令和元年度に重点的に取り組む「4つの柱」、市提供資料を一部抜粋

<施設型給付の基本構造>

施設型給付は、地域型保育給付の基本構造は「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担）を控除した額が支給される。

公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」「施設の所在する地域」等を勘案して算定される。市は、公定価格を国の基準に従って、各加算項目を計算し支給を行っている。

<施設型給付の加算項目別実施園数>

令和元年度における新制度幼稚園の施設型給付の支給額は 16 億円（公定価格 17 億円、利用者負担額 1 億円）、認定こども園の施設型給付の支給額は 23 億円（公定価格 26 億円、利用者負担額 3 億円）、主な加算項目の状況は以下のとおりである。

毎月の加算項目	幼稚園 26 園のうち 実施園数	認定こども園 22 園のうち 実施園数
処遇改善加算 I	26 園	22 園
処遇改善加算 II	8 園	15 園
副園長・教頭配置加算	12 園	18 園
学級編成調整加配加算	-	16 園
3 歳児配置改善加算	26 園	21 園
満 3 歳児対応加配加算	23 園	19 園
講師配置加算	6 園	10 園
チーム保育加配加算	26 園	21 園
通園送迎加算	24 園	16 園
給食実施加算	26 園	22 園
主幹教諭等選任加算	23 園	-

子育て支援活動費加算	23 園	-
療育支援加算	14 園	12 園
事務職員配置加算	14 園	16 園
冷暖房費加算	26 園	22 園
減価償却費加算	-	4 園

※出所：令和元年度 給付にかかる加算項目一覧表から監査人が集計。

なお、一度でも加算実績がある園を集計している。

<施設型給付の支給に係る事務のスケジュール>

年間スケジュール

時期	内容
3 月頃	毎月給付する加算項目の申請 <ul style="list-style-type: none"> 毎月給付する加算項目についての申請 処遇改善等加算の暫定版
5 月頃	処遇改善等加算（詳細版）の認定申請 令和元年度は国からの通知のタイミングにより 7 月に申請されている。
11 月頃	3 月に給付する加算項目の申請 <ul style="list-style-type: none"> 3 月に給付する加算項目についての申請
翌年 5 月頃	各種実績報告 <ul style="list-style-type: none"> 賃金改善の結果や給付した加算項目に係る実績の報告

※出所：市提供資料を一部抜粋

月間スケジュール

時期	内容
月初	当月給付費の計算 <ul style="list-style-type: none"> 当月 1 日時点の園児数や保育料の情報を基に計算される。 加算項目の変更がある場合は、変更内容を当月分の給付計算に反映するとともに、前月分の給付費の精算が行われる。
10 日頃	給付費（委託費）支払通知書の送付（市→園）
20 日頃	給付費の支払（市→園） <ul style="list-style-type: none"> 前月分の精算がある場合には精算額も支払われる。
25 日頃	給付費請求書の返信（園→市） 当月分の実績報告書の提出（園→市） <ul style="list-style-type: none"> 当月 1 日時点の情報における園児数、職員数、申請する加算項目の情報を提出する。これを翌月月初の給付計算の基礎となる。

※出所：市提供資料を一部抜粋

①（結果）給付費（委託費）支払通知書の作成誤りについて

【現状】

市は、毎月の実績報告書の内容をシステムに入力し、各月の公定価格が自動計算され、実際に支出する額を示す決定額を算出している。この結果を取りまとめた給付費（委託費）支払通知書を園に送付し、精算を行っている。

給付費（委託費）支払通知書を閲覧したところ、幼稚園からの加算申請を基に算出された公定価格の内訳表の表示金額が誤っており、合計金額と一致していないものがあった。

【指摘事項】

公定価格が誤って表示された理由は、システムにより自動計算された支払いデータを修正した際に、公定価格の内訳表にはこの修正前の金額で表示される仕様になっていたことが要因とのことであった。

実際の支払額は決定額を基に支払われているため、支払は適切に行われているとのことであるが、当資料は給付決定の根拠となる重要な資料であるため、システム仕様を変更する等して正確に作成される必要がある。

なお、当指摘に対し、市は速やかにシステムの仕様変更を行っており、報告書提出時点では改善されている。

②（意見）月次実績報告に関する資料の誤りについて

【現状】

毎月の実績報告書を閲覧したところ、加算申請すべき事項の記載が漏れている、申請できない事項が申請されている等、園の記載漏れや間違いが多く、市が手書きで修正を行っている形跡が散見された。

【意見】

事前に記載方法等の説明会の実施や市から園への質問等により、市は一定の指導的機能は果たしていると考えられる。しかし、市の把握している情報には限界もあると考えられるため、実績報告にあまりに修正が多い園については、市が園に対して事務手続の個別指導や研修会の実施等によるスキル向上への支援や、指導監査の中に実績報告内容の正確性を確認する等の対策を検討することが望ましい。

③（意見）処遇改善加算の実績未達について

【現状】

幼稚園及び認定こども園からの処遇改善加算の実績報告を確認したところ、平成30年度において未達額が5百万円（幼稚園8園、認定こども園1園）発生していた。

処遇改善の実績が未達となっている理由としては、当初見込みの園児数の増加や職員の退職等やむを得ない場合もあると考えられるが、翌年度以降も園の職員の処遇が実際に改善されていない場合は、当該給付の目的が達成されないと考えられる。この点について、

市に状況をヒアリングしたところ、未達分は一時金等で適切に支払うよう指導しており、令和元年以降は処遇改善が未達となっている園の調査を行うとのことであった。

【意見】

処遇改善の実行責任は加算申請をした園にあると言えるものの、市としては事後的な調査のみならず、未達にならないような事前の対策を行うことが望ましい。そのような指導を行っている中で、処遇改善加算を申請しながら未達が続いている園については、当該給付の申請を受けるにあたり市として慎重に検討することが望ましい。

(イ) 幼児教育保育の無償化-実費徴収（副食費）に係る補足給付を行う事業

<事業概要>

事業目的	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に係る施設等利用給付認定子ども（満3歳以上のものに限る。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食材料費（以下「副食費」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子ども健やかな成長を支援することを目的とする。
実施方法	実施方法は、補助対象者に係る副食費の一部を軽減して徴収又は免除する実施事業者に対して、市が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法とする。ただし、児童一人当たりの月額の上限は4,500円とする。
申請手続	<p>補助金の交付を受ける実施事業者は、次に掲げる手順で書類の取りまとめ、提出を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「子育てのための施設等利用給付認定・給付申請書（法第30条の4第1号）兼副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書」（様式1）を全在籍保護者から取りまとめ市に提出すること。 ▶ 子育てのための施設等利用給付認定・給付申請書兼副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書により市が判定を行い、申請保護者及びその補助対象の可否を実施事業者に通知する。当該通知をもって、実施事業者は申請保護者に対してその結果を通知すること。また、併せて当該通知結果に基づき副食費の免除を行うこと。 ▶ 「北九州市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金交付申請書」（様式2）に必要書類を添えて、市長に提出すること。
委任	実施事業者は、補助金の交付申請、請求及び精算等に関する事項を一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟会長に委任することができる。

※出所：「北九州市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金交付要綱」

①（結果）委任状の徴収について

【現状】

市は、実費徴収（副食費）に係る補足給付事業を行うにあたり、北九州市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金交付要綱第13条に定める委任を適用し、すべての実施事業者から一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟会長を代理人と定め、令和元年度の市に対する実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金の申請、精算等に関する一切の権限の委任、また、補助金の請求、受領等に関して、子ども家庭局幼稚園・こども園課長に委任する委任状を徴収することとしているにもかかわらず、1 実施事業者から委任状の徴収漏

れが発生していた。

【指摘事項】

委任状の徴収状況を確認したところ、1 実施事業者から委任状の徴収漏れが発生していた。市は、実費徴収（副食費）に係る補足給付事業を行うにあたり、すべての実施事業者から委任状を徴収したうえで補助金の交付決定を行うこととしている。

徴収漏れとなっている実施事業者については、委任状が無いにもかかわらず一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟会長及び子ども家庭局幼稚園・こども園課長が実費徴収（副食費）に係る補足給付事業に関する手続を代理している状況となっているため、すべての実施事業者から漏れなく委任状を徴収する必要がある。

(ウ) 私立幼稚園振興助成補助金（学校関係者評価推進事業費）

<事業概要>

事業目的	北九州市私立幼稚園学校関係者評価推進事業補助金（以下、「評価推進事業補助金」とする。）は、保護者や地域住民等の学校関係者による評価「学校関係者評価」の実施率を向上させ、すべての教育・保育施設の質の向上を図るため、評価実施に係る経費を補助することを目的とする。
補助内容	幼稚園において、文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に基づき、保護者その他の関係者による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、関係者への説明等により広く公表する。

※出所：北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準

①（意見）学校関係者評価の公表状況の確認について

【現状】

この評価推進事業補助金は申請があった幼稚園に対して1園あたり60,000円を交付するとされており、令和元年度は48園に対して合計2,880,000円の補助金を交付している。各園は評価実施に要した費用の精算書及び評価書を市に提出しており、市は評価が適切に実施されていることを確認している。

【意見】

北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準（学校関係者評価推進事業費）で「その結果をホームページ、広報誌への掲載、関係者への説明等により広く公表するための費用を一部補助する。」とされているが、結果の公表については各園の自主性に一任されており、公表しているか否かについて市は確認していない。第三者評価の結果を広く公表するために必要となる費用を一部補助する目的であるため、市は各園の結果の公表状況についても確認し、各園の公表状況が統一的な水準で行われるよう促すことが望まれる。

<北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準（学校関係者評価推進事業費）>

1 交付基準及び交付額の決定

(1) 学校関係者評価推進事業

補助金は、幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた幼稚園を除く。以下同じ）において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第39条において準用する規則第67条の規定により保護者その他の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、関係者への説明等により広く公表するために必要となる費用の一部補助とする。

(エ) 私立幼稚園振興助成補助金（園庭芝生化モデル事業費・緑化推進事業費）

<事業概要>

事業目的	<p>北九州市私立幼稚園振興助成補助金（園庭芝生化モデル事業費）（以下、「園庭芝生化モデル事業補助金」とする。）は、私立幼稚園等において、園庭を芝生化することにより、より幼児教育環境の充実を図ることを目的とする。</p> <p>北九州市私立幼稚園振興助成補助金（緑化推進事業費）（以下、「緑化推進事業補助金」とする。）は、私立幼稚園等において、緑化推進することにより、幼児教育環境の充実を図ることを目的とする。</p>
補助金額	<p>園庭芝生化モデル事業補助金は各幼稚園の園庭の芝生化に係る費用の一部補助とし、1園あたりの限度額を130万円とする（補助率：10/10）。</p> <p>緑化推進事業補助金は各幼稚園施設の緑化推進に係る費用の一部補助とし、1園あたりの限度額を97万5千円とする（補助率：10/10）。</p>

※出所：北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準

①（意見）補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について

【現状】

令和元年度にそれぞれ1園を対象として、補助金を交付している。補助金を交付する事業者は幼稚園連盟を通じて決定しているが、決定の経緯が事後的に確認できる資料が作成・保管されていない。

補助金	事業者	補助金額
園庭芝生化モデル事業補助金	1園	936,900円
緑化推進事業補助金	1園	975,000円

【意見】

補助金を交付する事業者の決定の公正性を担保し、今後の補助金の必要性（予算の拡充、削減）の判断に資するため、事業年度の希望幼稚園の状況及び重視した選定理由等の検討過程を記録報告できる資料を作成・保管することが望ましい。

エ. 保育課

(ア) 保育所運営事業

<事業概要>

事業の概要	仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育を必要とする子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図る。
実施状況	令和元年度の保育所運営事業の実施状況は以下のとおりである。 -保育所 146 所 -決算額 169 億円

※出所：令和元年度に重点的に取り組む「4つの柱」

<施設型給付の加算項目別実施所数>

令和元年度の保育所の施設型給付の支給額は 166 億円あり、主な加算項目の状況は以下のとおりである。

なお、保育所は保育料を市が直接徴収しているため公定価格が施設型給付として支給されている。

毎月の加算項目	保育所 146 所のうち 実施所数
処遇改善加算Ⅰ	146 所
処遇改善加算Ⅱ	143 所
所長設置加算	145 所
冷暖房加算	146 所
3歳児配置改善加算	141 所
夜間保育加算	1 所
減価償却費加算	2 所
チーム保育推進加算	24 所
主任保育士専任加算	139 所
療育支援加算	11 所
事務職員雇上費加算	146 所
入所児童処遇特別加算	80 所
施設機能強化推進費加算	146 所
小学校接続加算	106 所
栄養管理加算	86 所
休日保育加算	7 所

※出所：市提供資料

<施設型給付の支給に係る事務のスケジュール>

年間スケジュール

時期	内容
5月頃	処遇改善等加算の認定申請
7月頃	毎月給付する加算項目の申請
11月頃	3月に給付する加算項目の申請 ● 3月に給付する加算項目についての申請
翌年3月頃	加算項目に係る実績の報告
翌年5月頃	賃金改善の実績報告

※出所：市提供資料を一部抜粋

月間スケジュール

時期	内容
月初	当月給付費の計算 ● 当月1日時点の園児数や保育料の情報を基に計算される。 ● 加算項目の変更がある場合は、変更内容を当月分の給付計算に反映するとともに、前月分の給付費の精算が行われる。
10日頃	給付費（委託費）支払通知書の送付（市→保育所）
20日頃	給付費の支払（市→保育所） ● 前月分の精算がある場合には精算額も支払われる。
25日頃	給付費請求書の返信（保育所→市） 当月分の実績報告書の提出（保育所→市） ● 当月1日時点の情報における園児数、職員数、申請する加算項目の情報を提出する。これを翌月月初の給付計算の基礎となる。

※出所：市提供資料を一部抜粋

①（意見）実績報告資料の誤りについて

【現状】

平成30年度の実績報告書を閲覧したところ、加算申請すべき事項の記載が漏れている、申請できない事項が申請されている等、保育所の報告漏れや間違いが多く、市が手書きで修正を行っている形跡が散見された。

【意見】

事前に記載方法等の説明会の実施や市から保育所への質問等により、市は一定の指導的機能は果たしていると考えられる。しかし、市の把握している情報には限界もあると考えられるため、実績報告にあまりに修正が多い保育所については、市が保育所に対して事務

手続の個別指導や研修会の実施等によるスキル向上への支援や、指導監査の中に実績報告内容の正確性を確認する等の対策を検討することが望ましい。

②（意見）処遇改善加算の実績未達について

【現状】

保育所からの実績報告を確認したところ、職員の処遇改善が平成 30 年度の実績確認で未達となっている保育所が複数存在していた。

<平成 30 年度賃金改善実績の未達状況>

処遇改善等加算 I		処遇改善等加算 II	
施設数	未達金額	施設数	未達金額
69 所	62,393,387 円	79 所	11,480,990 円

※出所：市提供資料より監査人が集計

保育所が処遇改善を行うと申請した内容が未達となっている理由としては、当初見込みの園児数の増加や職員退職などやむを得ない場合もあると考えられるが、翌年度以降も保育所の職員の処遇が実際に改善されていない場合は、当給付の目的が達成されないと考えられる。市に状況をヒアリングしたところ、未達分は一時金等で適切に支払うよう指導しており、令和元年以降は処遇改善が未達となっている保育所の調査を行うとのことであった。

【意見】

処遇改善の実行責任は加算申請をした保育所にあると言えるものの、市としては事後的な調査のみならず、未達にならないような事前の対策を行うことが望ましい。そのような指導を行っている中で、処遇改善加算を申請しながら未達が続いている保育所については、当該給付の申請を受けるにあたり市として慎重に検討することが望ましい。

③（意見）施設機能強化推進費加算の内容について

【現状】

施設機能強化推進費加算は園の防災機能の強化を目的として、保育所が行った防災に関連する支出を加算の対象としている。当該加算の申請資料を閲覧したところ、パソコン、デジタルカメラ、プリンター、会議用テーブル等、一見防災との直接的な関係性が不明な支出が申請されていた。

【意見】

主な目的が防災に関係ない使用となっていないか慎重に判断するため、具体的な使用方法や実際の使用状況等について申請書類や実績報告書への記載を求めることが望ましい。

(イ) 地域型保育給付事業

<事業概要>

事業内容	<p>年度途中の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業及び事業所内保育事業を実施する事業所の運営費を助成する。</p> <p>運営費の助成は施設型給付により行われ、市は各施設からの申請内容を審査し、支払いを行う。</p>
実施状況	<p>令和元年度の地域型保育給付事業の実施状況は以下のとおりである。</p> <p>-小規模 45 か所、事業所内 7 か所、合計 52 か所</p> <p>-決算額 18.5 億円</p>

※出所：令和元年度に重点的に取り組む「4つの柱」、市提供資料（一部抜粋）

<施設型給付の加算項目別実施所数>

令和元年度の小規模保育事業を実施する小規模保育事業所の施設型給付の支給額は15.6億円（公定価格17.7億円、利用者負担額は2.1億円）、事業所内保育事業を実施する事業所内保育事業所の施設型給付の支給額は2.3億円（公定価格2.5億円、利用者負担額0.2億円）であり、主な加算項目の状況は以下のとおりである。

毎月の加算項目	小規模 45 か所のうち 実施施設数	事業所内 7 か所のうち 実施施設数
処遇改善加算Ⅰ	45 か所	7 か所
処遇改善加算Ⅱ	40 か所	5 か所
管理者設置加算	42 か所	4 か所
障害児保育加算	3 か所	2 か所
減価償却費加算	4 か所	4 か所
賃借料加算	28 か所	2 か所
冷暖房費加算	45 か所	7 か所
栄養管理加算	18 か所	5 か所

※出所：令和元年度 給付にかかる加算項目一覧表から監査人が集計。

なお、一度でも加算実績がある施設を集計している。

<地域型保育給付費の支給に係る事務のスケジュール>

年間スケジュール

時期	内容
6月頃	処遇改善等加算の申請書の提出依頼
7月頃	処遇改善等加算の申請書の回収及び審査
8月頃	加算申請書（処遇改善等加算以外の加算）の提出依頼
9月頃	加算申請書（処遇改善等加算以外の加算）の回収及び審査

11月頃	前年度の処遇改善等加算の実績報告書の提出依頼
12月頃	前年度の処遇改善等加算の実績報告書の回収及び審査

※出所：市提供資料（一部抜粋）

月間スケジュール

時期	内容
前月末～月初	当月給付費の計算
11日頃	給付費（委託費）通知書の送付（市→事業所）
20日頃	給付費の支払（市→事業所） 給付請求書の返信（事業所→市）

※出所：市提供資料（一部抜粋）

①（意見）処遇改善加算の実績未達及び管理方法について

【現状】

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ実績報告書において、加算実績が未達となっている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が複数生じていた。具体的には、平成30年度の賃金改善実績報告書において、処遇改善等加算Ⅰにおける未達が生じている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が24か所、処遇改善等加算Ⅱにおける未達が生じている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が29か所存在した。

地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が処遇改善を行うと申請したにもかかわらず、職員の処遇が実際に改善されていない場合は、当該給付の目的が達成されないと考えられる。この点について、市に状況をヒアリングしたところ、未達が生じていた地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）に対して市は、翌期以降に保育士等への追加支給等の対応を行うよう指導を行っており、対応結果についても事後的に報告を受けているとのことであった。

このような対応の中、未達が生じている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）をまとめた資料ではなく、確認するためには過年度の実績報告書を個々に確認しなければならない状態である。

<平成30年度賃金改善実績報告書における未達状況>

処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅱ	
施設数	未達金額	施設数	未達金額
24か所	14,136,413円	29か所	4,055,630円

※出所：平成30年度賃金改善実績報告書より監査人が集計

【意見】

処遇改善の実行責任は加算申請をした地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）にあると言えるものの、市としては事後的な調査のみならず、未達にならないような事前の対策を行うことが望ましい。そのような指導を行っている中で、処遇改善等加算を申請していながら未達が続いている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）については、当該給付の申請を受けるにあたり市として慎重に検討することが望ましい。

また、処遇改善等加算についての各地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）の状況を総括的に把握するために、当該事項をまとめた資料を作成することが望ましい。当該資料の作成は、担当者の異動による引継ぎなどにも有用であると考えられる。

②（意見）処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善の未実施について

【現状】

平成30年度の賃金改善実績報告書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅱの給付対象となっているものの実際に賃金改善が行われていない施設が存在した。具体的には、保育従事者3名の賃金改善に対し処遇改善等加算Ⅱの申請が行われ、当該申請に対し市から約124万円が給付されていたが、賃金改善実績がゼロ円であった。

対象となった施設は平成30年4月に開所しており、開所初年度という事情により市から施設に対する処遇改善等加算Ⅱの初回給付は11月であった。そのため、施設側においても資金繰りの理由により、市からの給付があるまでは処遇改善が図られなかった。

それに加えて、処遇改善加算の対象となった職員3名について、2名が12月に退職、1名が翌年2月に退職することになったため、職員に対して賃金改善を図ることができなかったとのことである。

なお、当該未達額は、翌期に適切に職員へ支払われていることを確認している。

【意見】

国による通知では、処遇改善等加算Ⅱの対象職員が休業等となった場合、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等を行わず、発令を行っていない施設職員に分配することや一時金として支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることに問題はないとされている。

この点及び市から施設への初回給付が11月であったことを踏まえると、12月退職者はともかく翌年2月退職者に対しては在籍中に賃金改善を行うことができたと考えられる。

もし仮に退職者に賃金改善を行うことが難しかったとしても、他の職員に分配するという対応も考えられたはずである。

本ケースでは、開所初年度に加えて、退職者の発生といった特殊事情はあるが、施設として何らかの賃金改善が図れたと考えられる。市としては、各施設担当者に対する説明会や申請時における説明等において、手続の説明のみならず当該事業の目的の説明を行う等、各施設担当者の当該事業への理解が深まるような方策を検討することが望ましい。

<処遇改善等加算Ⅱの対象職員が休業等となった場合の対応>

問3 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、育休を取得した場合の賃金改善額はどのように算定するのでしょうか。

(答)

通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る賃金改善額はゼロになります。このため、必要に応じて、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが考えられます。

問4 処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいのでしょうか。

(答)

その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。

ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。

例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載してください。

※出所：「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答（一部改訂令和2年10月1日）」より一部抜粋

③（意見）処遇改善等加算Ⅱの申請要件の順守について

【現状】

処遇改善等加算Ⅱの申請には基本給の増額又は新設等がわかる給与規定の提出が求められており、整備が出来ていない場合は給与規則等の賃金体系を定めることなどを記載した確約書の提出を求めている。平成30年度及び令和元年度の申請書類を閲覧したところ、当該確約書を2年連続で提出している地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が7施設あった。

区	施設数
小倉南区	2
若松区	2
八幡東区	1
八幡西区	2
合計	7

【意見】

確約書を提出した施設に対しては、翌年度以降に整備が適切に進められているかの確認を実施することが望ましい。なお、令和 2 年度現在において、上記 7 施設について前述の給与規定の整備は完了している。

<処遇改善等加算Ⅱ申請書類の記載要領> (平成 31 年度版)

(その他の添付資料)

(2) 基本給の増額又は手当の新設等がわかる給与規定を提出すること。

※平成 31 年度新設施設等での加算Ⅱに対応した職務等の整備が出来ていない場合は、様式 C「確約書」を提出すること。

※出所：「処遇改善等加算Ⅱ申請書類の記載要領（平成 31 年度版）」

<様式 C>

様式 C
確 約 書
年 月 日
北九州市長 殿
住所 氏名又は名称 印 代表者
処遇改善等加算Ⅱの適用を受けるにあたり、当該年度中に加算対象職員に対し、立場（副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー及びこれらに相当するもの）に応じた発令や職務命令を行うと伴に、職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた給与規則等の賃金体系を定め、全ての施設・事業所職員に周知することを確約いたします。

※出所：市提供資料

④ (意見) 申請書・実績報告書の記載不備について

【現状】

各種申請書及び処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの実績報告書において、日付の記載がないものが散見された。

【意見】

各書類において日付は、各種申請を行った時点を示す、また実績報告義務を果たした時点を示す重要な情報である。そのため、受付段階で改善を求めることが望ましい。

(ウ) 特別保育事業補助

<事業概要>

事業目的	特別保育事業（障害児保育事業、延長保育事業、一時保育事業、保育士加配事業、調理員加配事業、地域活動事業）に要する経費の一部を補い、保育活動の充実を図ることを目的とする。
対象	補助の対象は、特別保育事業（「北九州市障害児保育事業実施要綱」に基づく障害児保育事業、「北九州市延長保育事業実施要綱」に基づく延長保育事業、「北九州市保育所地域活動事業実施要綱」に基づく保育所地域活動事業、「北九州市一時保育事業実施要綱」に基づく一時保育事業、「北九州市保育士加配事業実施要綱」に基づく保育士加配事業、「北九州市調理員加配事業実施要綱」に基づく調理員加配事業）を実施する保育所等である。

①（結果）北九州市特別保育事業補助金請求書（地域活動事業）の添付資料について

【現状】

地域活動事業費のうち特別保育推進事業の補助として年限度額 50 万円が設定されている。補助金の請求にあたり、事業内容及び費用について「事前に保育課に提出して、承認を得られたものと同じもの」を北九州市特別保育事業補助金請求書に添付する必要があるが、添付されていない。

【指摘事項】

補助金の適切な執行のためには、補助の対象となる事業の内容及びかかった費用について適切に把握する必要がある。この点、市では補助金請求書記載の金額が正しいものとして取り扱っている。しかし、補助金の請求にあたり、必要書類が具備されていることは最低限必要なことであり、「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」においても、補助金の申請にあたり関係書類の添付が必要とされていることから、補助金の請求にあたり、必要な資料の具備状況は確認すべきである。

②（意見）特別保育事業補助金の執行率について

【現状】

特別保育事業補助金について各年度の予算と実績は以下のとおりである。

<一般社団法人北九州市保育所連盟分>

(単位：円)

年度	①予算	②実績	戻入額 (①-②)	執行率 (②/①)
平成 29 年度	567,139,500	507,610,122	59,529,378	89.5%
平成 30 年度	541,887,200	481,287,276	60,599,924	88.8%
令和元年度	540,530,500	466,505,015	74,025,485	86.3%

<社会福祉法人北九州市福祉事業団分>

(単位：円)

年度	①予算	②実績	戻入額 (①-②)	執行率 (②/①)
平成 29 年度	114,349,150	96,862,800	17,486,350	84.7%
平成 30 年度	112,437,400	91,954,266	20,483,134	81.8%
令和元年度	113,150,110	90,592,880	22,557,230	80.1%

戻入額は増加傾向にあり、それに伴い執行率については低下傾向にある。

【意見】

市の特別保育事業補助金については、i 障がい児保育事業補助、ii 保育士加配事業補助、iii 延長保育事業補助、iv 食物アレルギー児対応のための調理員加配補助、v 一時保育事業補助、vi 地域活動事業補助からなる。

このうち戻入額が比較的多額なものは、i 障がい児保育事業補助及び ii 保育士加配事業補助である。どちらの事業も将来の見通しが立てづらいことや、保育所側で補助金をうまく活用できなかったこと等の理由により戻入額が増加したとのことである。

予算編成の精度を高め、不用額を圧縮することも必要であると考えられるが、保育所側で補助金をうまく利用できる環境を整備していくことも望まれる。

③ (意見) 補助金請求書等の管理について

【現状】

各保育所等は、北九州市特別保育事業補助金の申請、請求、受領、実績報告及び精算に関する一切の権限を一般社団法人北九州市保育所連盟に委任している。

委任を受け一般社団法人北九州市保育所連盟は補助金請求書等の審査を行っているが、補助金請求書等が保育所連盟に保管されており、市で補助金請求書の内容を確認することができない。

【意見】

一般社団法人北九州市保育所連盟委任分については補助金請求書が市に保管されていないため、補助金請求金額の妥当性や添付書類の具備状況等をチェックすることができない。

また、実際に、市がチェックしたという事実も見受けられなかった。

今後においては、市が(一部のサンプルでも)補助金請求書等の内容を確認するような体制を構築することが望まれる。

(エ) 保育所整備推進事業

<事業概要>

事業目的	待機児童解消及び老朽化した施設の保育環境改善のため、社会福祉法人等が整備する保育所に対し北九州市民間保育所整備補助金（以下「保育所整備補助金」とする。）を交付することを目的とする。
補助内容	保育所の創設、改築、増改築等の施設整備事業で国の保育所等整備交付金要綱（以下「国交付金要綱」という）に該当するものを対象としている。保育所整備補助金の交付対象事業者は国の保育所整備補助金と合わせて交付を受けることとなっている。

※出所：北九州市民間保育所整備補助金交付要領

①（意見）補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について

【現状】

建替え資金（法人負担分）や土地の確保の見込みのある法人の中から、老朽化や待機児童の状況を踏まえ優先順位をつけながら、施設設備の実現性の高い保育所について、予算計上を行っている。なお、市によれば、老朽化の状況を踏まえ、建替え資金や土地の確保ができていない保育所については、極力、予算を確保するように努めているとのことである。

直近3事業年度において補助金を交付した事業者及び交付金額は次表のとおりである。

<直近3事業年度の実績>

事業年度	施設名称	交付金額（国）	実質経費 ※1
		交付金額（市）	基準経費 ※2
平成 29 年度	保育所 A	158,478,000 円	373,588,281 円
		19,809,000 円	237,717,000 円
	保育所 B	149,615,000 円	278,263,455 円
		18,701,000 円	224,422,500 円
	保育所 C	121,630,000 円	225,048,466 円
		15,203,000 円	182,445,000 円
	保育所 D	180,102,000 円	291,101,835 円
		23,271,000 円	271,764,000 円
平成 30 年度	保育所 E	163,611,000 円	340,845,160 円
		20,451,000 円	245,416,500 円
令和元年度	保育所 F	89,949,000 円	413,765,000 円
		11,244,000 円	269,848,500 円
	保育所 G	169,105,000 円	367,873,000 円
		62,019,000 円	371,613,219 円

	保育所 H	100,550,000 円	441,408,000 円
		12,569,000 円	301,651,500 円

※出所：事業実績報告書

※1：工事契約額

※2：補助金の計算基準額であり、国交付要領で定める算定基準に基づく金額

【意見】

市によれば、老朽化の状況を踏まえ、建替え資金や土地の確保ができていない保育所については、極力、予算を確保するように努めているとのことであるが、補助金を交付する事業者の決定の公正性を担保し、今後の補助金の必要性（予算の拡充、削減）の判断に資するため、対象事業年度の希望保育所の状況及び重視した選定理由等の検討過程を記録報告できる資料を作成することが望ましい。

<直近3事業年度の選定理由>

年度	施設名称	建築年度	経過年数	重視した理由
平成 29 年度	保育所 A	S29 年	築 63 年	老朽化、定員増
	保育所 B	S45 年	築 47 年	老朽化、定員増
	保育所 C	S45 年	築 47 年	老朽化、定員増
	保育所 D	S48 年	築 44 年	老朽化、民営化
平成 30 年度	保育所 E	S48 年	築 45 年	老朽化、定員増
令和元年度	保育所 F	S46 年	築 48 年	老朽化、定員増
	保育所 G	S54 年	築 40 年	老朽化、定員増、民営化
	保育所 H	S53 年	築 41 年	老朽化、定員増

※出所：市にヒアリング

②（意見）中長期的な保育所整備計画について

【現状】

市は民間の保育所に対して待機児童対策及び老朽化改築（概ね築 40 年）に関する意向調査を定期的実施しており、築年数が 40 年を超える保育所を下記のとおり 44 施設と把握している。うち、6 施設は特に老朽化が進んでいる状況で、対応の必要性が高いと認識している。意向調査は「元気発進！子どもプラン（第 2 次計画）」に基づいて行っており、書面調査、保育課によるヒアリングを行うほか、補助金の対象となるために必要な条件及び判断基準も説明している。

<築年数が40年を超える民間保育所の状況>

区	保育所の数
門司区	6 施設
小倉北区	9 施設
小倉南区	15 施設
若松区	3 施設
八幡東区	1 施設
八幡西区	10 施設
戸畑区	-
合計	44 施設

※出所：市提供資料（令和2年調査）

<補助金の要件及び判断基準>

【優先順位】

1. 建物の状況

耐震不可>老朽化

2. 周辺地区の待機児童の状況

待機児童数や未入所児童数の多い区や地区を優先に選定する。

【判断基準】

1. 建替資金の確保

補助金を除く法人負担（総事業費の10%以上）の資金確保ができているかを財務諸表等で確認する。

2. 土地の確保

土地の確保において、優先順位をつけて選定する。また、他者の土地を利用し建替えを検討している場合は、法人から地権者の一定の同意を得た旨の書類を提出させる。

<優先順位>

① 建替えにあたり土地を確保している法人（現地建替、法人所有の土地を有している等）

② 建替えにあたり土地を賃貸する法人で、地権者から土地を賃借することの同意を得ている法人

3. 周辺の地域住民の了解（移転等、現地以外を利用して建替えを行う場合）

少なくとも地域の役員（自治会長、町内会長等）に事前に了解を得ていることが確認できる書類を提出させる。

4. 法人の意思決定

法人内部の理事会等において、意思決定が行われていることを確認する。

※出所：保育所等児童福祉施設の新設・建替えに係る予算計上のあり方について

【意見-その1】

保育所整備補助金を交付する事業者は上記の要件及び判断基準に基づいて決定されるため、老朽化の状況のみで決定することはできない。一方、保育所整備補助金は保育環境の改善を目的とすることから、老朽化が進んだ施設については、早急に改築等による保育環境の改善を促すことが望まれる。

市が特に老朽化への対応の必要性が高いと認識している施設については、ヒアリングを行い、施設ごとに保育環境改善に関する法人の意思、課題となっている要件について記録しているようであるが、特に、資金の確保に課題のある法人についての対応計画についても記録報告し、保育環境の改善計画を策定・実行することが望まれる。

【意見-その2】

市によれば、老朽化の状況を踏まえ、建替え資金や土地の確保ができていない保育所については、極力、予算を確保するように努めているとのことであるが、市内の保育所は166施設あり前述の施設以外についても老朽化が進んでいく施設も増加すると考えられる。

そのため、現状の予算規模で市が目的とする保育環境の充実を達成できるかを検証し、中長期的な保育環境の改善計画を策定・実行することが望まれる。

区	保育所の数
門司区	18施設
小倉北区	34施設
小倉南区	38施設
若松区	14施設
八幡東区	13施設
八幡西区	38施設
戸畑区	11施設
合計	166施設

※出所：北九州市保育所連盟（令和2年3月末）

③（意見）直営保育所の整備計画について

【現状】

直営保育所（指定管理者が運営する保育所を含む）は24施設あり、このうち15施設が築年数40年を経過している。市は保育所運営の効率化と機能の拡大を図るため、老朽化した施設の建替え等にあわせて直営保育所の民間化を行うとともに、指定管理者が運営する保育所の民間移譲について随時検討を行っている。一方、直営保育所は、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能を担っており、一定数を確保することが必要である。

区	No	施設名称	建設年月日
門司区	1	新門司保育所	S53.4.1
	2	吉野保育所（民営化予定）	S55.3.31
小倉北区	3	下富野保育所	S49.6.13
	4	白銀保育所（民営化予定）	S54.4.1
	5	東篠崎保育所	S48.2.9
	6	今町保育所	S55.2.1
	7	おぐまの保育所（指）（民）	H11.3.17
	8	小倉北ふれあい保育所（指）	H11.10.1
小倉南区	9	徳力保育所（本館）	S48.4.3
	10	徳力保育所（別館）	H25.12.6
	11	徳吉保育所	S54.4.1
	12	蜷田保育所	S50.6.15
	13	貫保育所	S51.10.1
	14	北方保育所（指）	H14.3.20
若松区	15	畑保育所（民営化予定）	S49.4.20
	16	若松コスモス保育所	H9.3.19
	17	古前保育所（指）（民）	H15.3.15
八幡東区	18	堂山保育所	S53.4.1
	19	八幡東さくら保育所（指）（民）	H11.3.23
八幡西区	20	折尾保育所	S48.1.12
	21	黒崎保育所	S50.3.24
	22	陣原保育所（指）	H14.3.15
戸畑区	23	西戸畑保育所	S50.7.18
	24	千防保育所（指）	H19.4.1

※出所：市提供資料

※（指）：指定管理者が運営する保育所

※（民）：令和3年4月民営化予定

【意見】

子どもの健やかな育成を支援する保育の実現を図るため、老朽化が進んだ施設については、民間保育所と同様に改築等による保育環境改善の措置を講じる必要がある。総務省によれば公共施設の耐用年数は60年とされているものの、市が目的とする保育環境の充実を達成するため、直営保育所についても中長期的な保育環境の改善計画を策定・実行することが望まれる。

(オ) 直営保育所の民営化

<事業概要>

事業概要	<p>保育サービスの拡充とその効率化を図るため、平成7年度以降、市直営保育所の民営化を積極的に進め、保育所運営費の節減や特別保育の充実、施設の老朽改築を計画的に推進してきた。</p> <p>「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」においても、保育所運営の効率化と機能の拡大を図るため、老朽化した施設の建替え等にあわせて直営保育所の民営化を行うとともに、指定管理保育所の民間移譲を進めている。</p>
直営保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・現状（令和2年4月）：16か所 ・計画終了時（令和6年度末）：13か所 ・民営化等の対象施設：吉野保育所（門司区）、白銀保育所（小倉北区）、畑保育所（若松区） <p>※上記の対象地区、対象施設は、児童数の動向や用地の確保の状況等により、必要があれば、適宜、見直しを行う。</p>
指定管理保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・現状（平成31年4月）：8か所 ・計画終了時（令和6年度末）：4か所 ・民営化対象施設：おぐまの保育所（小倉北区）、古前保育所（若松区）、八幡東さくら保育所（八幡東区）、陣原保育所（八幡西区） <p>※上記の対象地区、対象施設は、児童数の動向や用地の確保の状況等により、必要があれば、適宜、見直しを行う。</p>
民営化実績	<p>過去3事業年度における直営保育所の民営化実績は以下のとおり。</p> <p>平成30年度…中央保育所（現 中央しおり保育所）</p> <p>令和元年度…穴生保育所</p> <p>令和2年度…天籟寺保育所</p>

※出所：「保育に係る事業計画（令和2年～6年度）」令和2年3月北九州市子ども家庭局

①（結果）直営保育所の民営化における備品貸与について

【現状】

市立穴生保育所の民営化に伴い、平成31年4月1日付で社会福祉法人真祐会に施設譲渡を行っている。市の決裁文書によれば、備品については無償貸与とされているのに対して、社会福祉法人真祐会と取り交わした「建物等譲渡にかかる覚書」においては備品等も無償譲渡するように記載されている。

【指摘事項】

市立穴生保育所の民営化に関して、決裁書の内容と覚書に齟齬が生じている状況である。今後において、備品の管理帰属等について問題が生じる恐れがあることから、速やかに

先方と協議を行い、その内容を記載した文書を取り交わす必要がある。

また、市によれば、備品の無償貸与を行う際に、市の備品台帳の写しを渡しているとのことであるが、備品の紛失や破損等が起こった場合等に備えて、無償貸与の覚書を取り交わしたうえで、覚書に貸出備品の一覧表を添付することが望まれる。

②（意見）直営保育所の民営化手続について

【現状】

市は、「元気発進！子どもプラン」等に基づき直営保育所の民営化を順次実現しており、今後も、順次、直営保育所の民営化を進める計画となっている。

直営保育所の民営化は、市の財政的な負担の軽減、保育サービスの質の向上等、多くの利点が認められるものであり、これを積極的に進めていくことの意義は大きいと考えられる。

他方で、直営保育所の民営化は、児童や保護者の利益を損ねることや過大な負担を強いることもありうる。

そのため、これまで、市は、児童や保護者の利益や負担軽減に配慮する観点から、直営保育所の民営化を進めるに際して、少なくとも、保育所民営化実施の約1年3か月前から保護者に対する説明会を複数回開催して、保護者から意見を聴取し、移行先の事業者にも保護者の意向を引継ぎ、可能な限り民営化後の業務に反映させてきた。また、保育所民営化実施の約4か月前から着任予定の保育士が実際に保育所にて業務を担う等の引き継ぎも行われ、民営化を理由とする転園希望者の支援、民営化後の保護者へのアンケート等も実施してきた。さらに、民営化後3年以内に学識経験者や保育経験者等による第三者評価を実施するなど、保育の質の確保に努めている。

しかしながら、これまでの市の対応においては、運動会やお遊戯会に前任保育士を招待するなどの交流は行っているものの、民営化後に制度的に前任保育士を派遣する仕組みは存在しない。

【意見】

I 地方公共団体による直営保育所の民営化は、利用者にとってはサービス内容の変更、信頼関係を構築してきた保育士の退任等の懸念を伴うものであり、児童や保護者の利益を損ねることや負担を強いることもあると考えられる。そのため、時に、地方自治体と保護者との間の軋轢を生み、法的紛争として訴訟の場で争われた事例もある。

このような法的紛争誘発リスクや敗訴リスクを可能な限り軽減する観点から、保育所民営化に進める場面において、市にいかなる法的義務が課されるのかを確認しておくことが必要である。

II 地方自治法によれば、公の施設である保育所を廃するのは市町村長の担当事務であるとされるが（地方自治法第149条第7号）、これについては条例をもって定めることが必要とされている（同法第244条の2）。

一般的に、条例制定行為は、地方公共団体の議会が行う立法作用に属する行為であ

り、制定された法令の執行行為である行政処分ではないことから、抗告訴訟による取消請求の対象とならないことが原則である。また、条例に則り民営化手続を進める限り、市の行為に違法性の問題が生じることはなく、利用者からの慰謝料請求に応じる義務が生じないことが原則である。

しかしながら、直営保育所の廃止を定める条例制定行為の取消しを求めて利用者が提訴した抗告訴訟に係る最高裁判所平成 21 年 11 月 26 日判決は、以下のとおり判示し、利用者には保育所の継続利用に関する具体的な権利があることを前提として抗告訴訟が許されることを明らかにしている。

- i 直営保育所に入所中の児童及び保護者には入所した保育所において保育実施期間満了までの間、保育を受けることを期待しうる法的地位を有している。
- ii 保育所廃止を直接的な内容とする条例は、行政庁の処分を待つことなく i の権利を奪うものであるから、行政処分と実質的に同視されるものであり、抗告訴訟の対象となりうる。

このような最高裁判所の理解を前提とした場合、たとえ形式的に直営保育所の民営化を内容とする条例を制定し、当該条例に従い直営保育所の廃止手続を進めたとしても、その内容や手続が利用者の権利を不当に侵害するものであれば慰謝料等の損害賠償請求を受けられるリスクがあり、また、直営保育所の廃止自体の取り消しを求めて抗告訴訟を提起されるリスクがあることになる。

- III もっとも、上記の最高裁判決は、どのような場合に慰謝料請求や取消請求が容認されるか、という点については具体的に判示はしておらず、どのような場合に市が法的責任を負うのかという点に関して、確立した法的基準があるとは言えない。

関連事例としては、上記最高裁判決の後にこの点が争われた大阪地方裁判所平成 29 年 5 月 18 日判決では、(a)園舎建て替えの必要性、(b)民営化による財政上の効果、(c)多様な保育ニーズへの対応、(d)保育内容の引継ぎ等の考慮要素を総合的に考慮して、利用者側の請求の可否を判断しており、参考事例になると考えられる。

また、利用者が慰謝料の支払いを求めて提訴した大阪高等裁判所平成 18 年 4 月 20 日判決では、児童が心理的に不安定になることを防止するとともに保護者の懸念や不安を軽減するために、最低でも 1 年程度の引継ぎ期間を設けるべきであったこと（3 か月の引継ぎ期間では不十分）、民営化後も一定期間前任の保育士を派遣するなどすべきであったこと等を理由に非常に厳しい基準に依拠して慰謝料請求を認容している。

- IV 上記【現状】のとおり、これまで市は、利用者の権利保護のために各種の実質的な対応をしており、その対応には相当程度の高い評価をすることができる。また、前記大阪高等裁判所判決の判示は必ずしも確立した判示内容ではないことから、このような厳しい基準を遵守することが絶対的に求められているということとはできない。

しかしながら、少なくとも上記のような各判決がある以上、直営保育所の民営化手続には、常に潜在的な法的紛争のリスクがあることは十分に留意する必要がある。

そこで、例えば、以下のような対応を検討することが望まれる。

- 着任予定の保育士による引継ぎ期間の長期化を検討する。（必ずしも、着任予定

の保育士全員が毎日出勤することを求めるものではなく、定期的にシフト制により出勤もしくは重要な行事に出席する等の限定的な対応でも良いと考える)

- 民営化完了後も数か月程度は前任の保育士を定期又は不定期に交代で派遣できる体制を整える。
- 利用者の準備、検討、意見及び要望表明のための実質的な機会を与え、これに対する実質的な対応をとるために準備及び移行期間を従前より少しでも長めに設定する。

(カ) 保育所用地の貸付

<北九州市保育所用地貸付要綱の概要>

趣旨	北九州市次世代育成行動計画に基づき、公立保育所の民営化及び乳児専門保育所の一般保育所化を円滑に進めるため、社会福祉法人等が行う保育所の施設整備の用地として、市有地を貸し付けることについて、必要な事項を定めている。
施行日	平成 17 年 4 月 1 日

※出所：北九州市保育所用地貸付要綱

① (結果) 北九州市保育所用地貸付要綱について

【現状】

北九州市保育所用地貸付要綱には以下のように定められている。

(貸付料)

第 5 条 貸付料は、「北九州市公有財産管理規則」第 18 条第 2 項の規定及び「平成 10 年度以降の市有地（土地）の貸付料等の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 20 日付財政局長通知）第 5 項第 1 号に基づき、月額 10 円/㎡とする。

第 5 条に記載のある「平成 10 年度以降の市有地（土地）の貸付料等の取扱いについて」は、「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成 18 年 3 月 29 日付財政局長通知）として改定されている。

【指摘事項】

北九州市保育所用地貸付要綱の根拠となっている通知文書自体が改定されていることを受けて、北九州市保育所用地貸付要綱についても改定すべきである。

② (意見) 民営化後の市有財産賃貸借契約書について

【現状】

市においては、直営保育所が民営化され、民営化後の保育所運営事業者が市有地を利用する場合、民営化後の運営事業者との間で当該土地に係る「市有財産賃貸借契約書」を締結し、これに基づき土地を貸与している。

この「市有財産賃貸借契約書」においては、賃貸借期間の定めがあるが、これまでの運用においては、賃貸借期間は 5 年に設定されている。

このような運用は、「北九州市保育所用地貸付要綱」第 4 条第 1 項において「用地の貸付期間は 5 年以内とする」との規定があることに基づく運用であると考えられる。

【意見】

借地借家法第3条本文では、「借地権の存続期間は、30年とする」と規定されていることから、建物の所有を目的とする土地の賃借権の存続期間は一律30年となる。

また、同条が強行規定とされていることから（同法第9条）、同条に反し借地権の存続期間を30年より短い期間とする特約した場合には、借主に不利な特約として無効となると解されている（旧法下の判例として最高裁判所昭和44年11月26日判決）。

従って、市が保育所事業者に土地を有償で貸与する場合、契約書において契約期間を5年と設定した場合においても、借地借家法第3条の適用がある以上、契約期間は30年となる。もし仮に借地借家法第3条に反する期間を設定した契約を締結したとしても、契約期間が30年に自動修正されるのみで罰則等のペナルティがあるわけではないが、法令遵守の観点から望ましい対応とは言えない。

そのため、このような運用の根拠となっている「北九州市保育所用地貸付要綱」第4条における貸付期間を「30年」に改正し、これを前提に、今後締結される「市有財産賃貸借契約書」の賃貸借期間は一律30年と明記することが望ましいと考える。

ただし、賃料については、30年間固定にすべきという訳ではなく、むしろ適宜見直すことが望まれる。

なお、直近における「令和2年度八幡東さくら保育所運営事業者募集要領」の土地貸付料に関して「30年を経過する日までは、月額10円/㎡」との記載があり、貸借期間が30年であることを前提とする記載がある。

③（意見）土地の貸付料について

【現状】

市はその所有する土地を民間認可保育所に貸し付けており、民間認可保育所では、保育所用地もしくは駐車場用地として使用している。

令和2年4月時点において市が用地を貸し付けている民間認可保育所は以下のとおりである。

施設名	面積（㎡） （注）	年間貸付料 （円）	算定方法
井堀保育園	3,340.97	862,684	保育所部分： 貸付面積（㎡）×10円×12月 職員駐車場部分： 固定資産税評価額×3%
高坊保育園	2,712.89	325,536	貸付面積（㎡）×10円×12月
城野保育園	1,836.30	220,356	貸付面積（㎡）×10円×12月
篠崎保育園	957.89	114,936	貸付面積（㎡）×10円×12月
北方なかよし保育園	2,401.06	287,304	貸付面積（㎡）×10円×12月

なかよし乳児保育園	195.80	758,690	土地 固定資産税評価額×3% 建物 固定資産税評価額×6%
れんげの花保育園	3,080.34	369,636	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
春の町保育園	4,121.50	492,744	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
つばさ保育園	1,476.59	177,180	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
つばさバンビーニ保育園	146.17	55,900	固定資産税評価額×3%
さんろくこどもえん	1,044.90	125,388	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
はつねほいくえん	1,244.88	149,376	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
天籟寺保育所	1,124.72	134,964	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
鳴水保育園	2,416.52	289,572	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
萩原保育園	1,162.73	139,524	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
東筑保育園	1,861.22	183,708	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
引野保育園	3,463.14	677,722	保育所部分： 貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月 職員駐車場部分： 固定資産税評価額×3%
沢見あやめのもり保育所	2,850.00	342,000	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
永犬丸保育所	1,731.11	169,392	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
みなと保育所	1,537.21	184,056	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
すみれ保育所	983.63	118,032	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
清水保育所	1,388.47	166,608	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
到津保育所	1,315.90	157,908	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
上富野保育所	1,300.02	155,796	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
二島保育所	1,223.07	146,352	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
折尾丸山保育所	1,103.69	132,432	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
楠橋保育所	2,327.06	279,240	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
うさぎ保育所	1,670.99	200,508	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
深町どんぐりのもり保育所	2,548.71	305,844	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
光沢寺第二保育園	1,722.86	206,736	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
大蔵保育園	978.08	117,360	貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月
高見の森保育園	3,033.70	425,859	保育所部分： 貸付面積 (㎡) ×10 円×12 月 職員駐車場部分： 固定資産税評価額×3%

足原だきしめ保育園	2,238.92	425,375	保育所部分： 貸付面積（㎡）×10円×12月 職員駐車場部分： 固定資産税評価額×3%
中原保育園	1,040.18	124,812	貸付面積（㎡）×10円×12月
牧山保育園	1,257.04	150,840	貸付面積（㎡）×10円×12月
さかい川保育園	1,014.33	121,716	貸付面積（㎡）×10円×12月
清滝保育園	1,581.48	189,156	貸付面積（㎡）×10円×12月
古城保育園	1,250.04	150,000	貸付面積（㎡）×10円×12月
藤松保育園	1,090.38	130,836	貸付面積（㎡）×10円×12月
西教寺保育園	350.00	690,900	固定資産税評価額×3%
あおぞら保育所	2,092.73	632,400	保育所部分： 貸付面積（㎡）×10円×12月 職員駐車場部分： 固定資産税評価額×3%
新栄はやとも保育園	2,016.70	242,004	貸付面積（㎡）×10円×12月
栄美プティット保育園	696.78	957,375	固定資産税評価額×3%
片野保育園	694.18	83,292	貸付面積（㎡）×10円×12月
本城西保育園	1,500.73	180,084	貸付面積（㎡）×10円×12月
若竹保育園	1,111.04	133,320	貸付面積（㎡）×10円×12月
門司保育所（みどり園）	1,297.67	155,712	貸付面積（㎡）×10円×12月
白鳩保育園	659.48	79,128	貸付面積（㎡）×10円×12月
中央しおり保育園	65.41	7,848	貸付面積（㎡）×10円×12月
さかえ保育園	200.00	24,000	貸付面積（㎡）×10円×12月
大川保育園	1,532.46	183,888	貸付面積（㎡）×10円×12月
ふたば保育園	619.46	74,328	貸付面積（㎡）×10円×12月
則松保育園	1,450.51	174,060	貸付面積（㎡）×10円×12月
穴生保育所	1,177.00	141,240	貸付面積（㎡）×10円×12月

（注）面積のうち、電柱部分については貸付面積から除いて、使用料を算定している。

※出所：市提供資料

また、令和2年度において、指定管理保育所であるおぐまの保育所、古前保育所及び八幡東さくら保育所を民営化するにあたり、運営事業者を募集している。その募集要項においては、土地の貸付料について、令和3年4月から30年を経過する日までは月額10円/

m²、30年を経過した後は、北九州市財産条例及び北九州市公有財産管理規則に定める額と記載されている。

貸付料については、北九州市保育所用地貸付要綱第5条及び「平成18年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成18年3月29日付財政局長通知）を受けて決定しているが、殆どの事例においてはm²当たり10円の月額貸付料とされている。

「平成18年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成18年3月29日付財政局長通知）より抜粋

1 平成18年度以降の貸付料については、従来どおり当該年度の固定資産税評価額×3/100（年額）とする。

※ 建物の貸付等においては、従来どおり当該年度の固定資産税評価額×6/100（年額）として変更はしない。

～（中略）～

5 公民館類似施設等地域集会所用地及び社会福祉施設に対する貸付料

(1) 貸付面積（m²）×10円（月額）

※ 北九州市財産条例第5条第1号の運用による50%減免は、適用しないものとする。

ただし、以下のものは無償貸付とする。

・都市計画法第40条第2項の規定に基づき帰属した集会所用地を地元組織に貸付しているもの。

・負担付寄附物件を当該寄付者（承継者を含む。）に貸付しているもの及びこれに準ずるもの。

(2) この貸付料の算定方法は、無償貸付していたものを有償貸付に移行する際に経過的に設置した例外措置である。よって、新規貸付分を含め原則どおりの取扱いに向けた検討を行うこと。

付則

1 平成18年4月1日より施行する。

2 平成10年3月20日付財政局長通知「平成10年度以降の市有地（土地）の貸付料等の取り扱いについて」は廃止する。

【意見】

保育所用地の貸付については、直営保育所の民営化を進めるとともに、市が民間に働きかけて保育所の新設を行ってきた経緯を踏まえ、月額貸付料をm²当たり10円と低額にて貸付を行ってきた。

その一方で、「平成18年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成18年3月29日付財政局長通知）によれば、当該貸付料はあくまでも例外措置であり、原則は固定資産税評価額×3/100と明記されている。

また、月額貸付料 m^2 当たり 10 円について具体的な算定根拠はなく、通常の相場よりも低いものと考えられる。そのため、他の民間認可保育所との不公平感を生じる恐れもある。

今後においては、「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成 18 年 3 月 29 日付財政局長通知）等を参考にして、貸付料の見直しを検討することが望ましい。

なお、平成 19 年度の包括外部監査においても、民間認可保育所に対する土地の貸付料について同様の意見が報告されている。

(キ) 保育士宿舎借り上げ支援事業

<事業概要>

趣旨	保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士の働きやすい環境を整備することを目的として、市内保育所・認定こども園を運営する法人が保育士の宿舎を借り上げるための費用に対して、一部を補助する。
要件	<p>(補助対象宿舎の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助対象事業者が保育士を居住させることを目的として借り上げるものであること。ただし、補助対象事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する施設は対象とならない。 ➢ 補助対象宿舎は、市内に所在するものであること。 <p>(補助対象保育士の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助対象事業者に施行日以降に雇用された日から起算して5年以内の者であること。なお、契約期間の定めのある労働契約を更新する場合は通算する。 ➢ 常勤保育士（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）であること。 ➢ 市内及び近隣市町の保育士養成施設卒業者であること。なお、近隣市町の保育士養成施設は、北九州保育福祉専門学校（苅田町）、福岡県立大学（田川市）、下関短期大学（下関市）、梅光学院大学（下関市）、東亜大学（下関市）とする。 ➢ 補助対象事業者から住居手当等を支給されていないこと。
補助金額	1月当たり、補助対象経費の額（その額が5万円を超えるときは、5万円）に4分の3を乗じた金額。なお、補助対象経費の2分の1は国の補助金があるため、市の負担は4分の1となる。

※出所：北九州市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

①（意見）保育士宿舎借り上げ支援事業の在り方について

【現状】

当該事業は、国の制度を受けて、令和元年10月1日に施行されたものである。

往査（令和2年11月）時点では、当該事業の令和元年度の利用実績は1件、令和2年度の利用実績は5件にとどまっているとのことである。

【意見】

施行後、1年以上経過しているが利用実績は増えておらず、当該事業の目的が果たせているとは言えない状況である。

今後においては、より一層の周知徹底を図る、もしくは要件を見直す等、利用しやすい仕組みを構築することが望まれる。そのうえで、利用実績が増えないようであれば、場合によっては当該事業自体を見直すことも必要であると考えます。

(ク) 保育サービスコンシェルジュ事業

<事業概要>

事業概要	保育を希望する保護者等の相談に応じ、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様な保育サービスについての情報を提供し、待機児童削減につなげるため、小倉北・小倉南・八幡西の各区役所に2名、その他の区役所(4区)及びウーマンワークカフェ北九州に1名ずつ保育サービスコンシェルジュを配置する。
決算額	令和元年度 決算額 30,316 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 保育サービスコンシェルジュ事業の実施内容について

【現状】

上記の事業概要にも記載のとおり、各区役所及びウーマンワークカフェ北九州に保育サービスコンシェルジュを配置し、情報提供をするほか、相談を受けている。

なお、令和元年度における相談件数は増えている状況である。

【意見】

相談件数も増えていることから、当該事業に対する市民からのニーズはあると考えられるが、現状では区役所に来てもらいか電話での受付となっている。

昨今の新型コロナウイルス感染防止対策を図る必要があるとともに、相談する市民も若い世代が多いと考えられる。そのため、オンラインでの相談の他、WEB や SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を活用して情報提供等を行うことにより、当該事業の成果がより発揮できるものと考えられる。

(2) 子ども家庭局 子育て支援部

ア. 子育て支援課

(ア) 放課後児童クラブの管理運営

<事業概要>

事業目的	<p>北九州市放課後児童クラブ事業は、小学校に就学している児童に対して、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的としている。</p> <p>市の放課後児童クラブは、低学年や留守家庭に限らず、希望するすべての児童を受け入れる全児童化を実施している。</p>								
運営費用	<p>市からの運営委託費と保護者からの負担金で運営している。</p> <p>▶ 運営委託料</p> <p>【基本額】</p> <p>おおむね40人（登録児童数45人）以下の集団（クラス）ごとに、指導員を2人（うち1人以上は放課後児童支援員）配置する必要があり、そのための人件費等を基礎として設定されている。</p> <p>【加算額】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害児受入加算 2 開所日数加算 3 開所時間加算 4 キャリアアップ処遇改善加算 5 健康診断（指導員） 6 新設クラブ経過措置 7 事務加算 8 運営委託料の減額 <p>▶ 保護者の負担</p> <p>標準モデル額を月額7,500円（年額90,000円）以下としている。</p> <p>【負担金の標準モデル】</p> <table border="1" data-bbox="448 1541 1353 1682"> <tr> <td style="text-align: center;">延長加算可</td> <td style="text-align: center;">7,000円 (標準モデル)</td> <td style="text-align: center;">500円 (標準モデル)</td> <td style="text-align: center;">延長加算可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8:30</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18:30</td> <td style="text-align: center;">19:00</td> </tr> </table> <p>▶ 管理補助金</p> <p>児童規模（70人単位）に応じて、維持補修費、地代・家賃等が限度額内で補助される。</p>	延長加算可	7,000円 (標準モデル)	500円 (標準モデル)	延長加算可	8:30		18:30	19:00
延長加算可	7,000円 (標準モデル)	500円 (標準モデル)	延長加算可						
8:30		18:30	19:00						
事業実績	<table border="1" data-bbox="395 1883 1177 1982"> <tr> <td>放課後児童クラブ数</td> <td style="text-align: center;">104クラブ</td> </tr> <tr> <td>出席児童延べ人数</td> <td style="text-align: center;">1,763,674人</td> </tr> </table>	放課後児童クラブ数	104クラブ	出席児童延べ人数	1,763,674人				
放課後児童クラブ数	104クラブ								
出席児童延べ人数	1,763,674人								

クラブへの運営委託料支払実績	1,636,360,624 円
保護者からの負担金実績	734,913,689 円
繰越金合計額	319,203,292 円
積立金合計額	464,382,480 円
繰越金と積立金の合計額	783,585,772 円
※出所：令和元年度放課後児童クラブ事業実績報告書	

①（意見）放課後児童クラブの清算について

【現状】

小学校の統廃合等により、放課後児童クラブの存続が不可能になった場合には、放課後児童クラブを清算することになると考えられるが、現状では清算に関する事項が明文化されていない。

【意見】

令和元年度放課後児童クラブ事業実績報告書によると、放課後児童クラブの繰越金と積立金の合計額は 783,585,772 円となっている。

仮に放課後児童クラブを清算することになった場合には、繰越金と積立金の分配が発生し、それらの帰属がどこであるかを明確にする必要があるが、放課後児童クラブに関する関係法令である「北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「北九州市放課後児童クラブ事業実施要項」及び「北九州市放課後児童クラブ事業実施要領」に明文化されていない。また、「北九州市放課後児童クラブ事業委託契約書」にも明文化されていない。

将来における放課後児童クラブの清算に備えて、繰越金及び積立金の帰属に関する方針を整理しておくことが望まれる。

②（意見）放課後児童クラブの余剰金について

【現状】

放課後児童クラブの主な収入は、市からの運営委託料及び保護者からの負担金であり、主な支出は人件費である。市は、放課後児童クラブの人件費について、各運営委員会の裁量に任せており、各放課後児童クラブでの計上額が大きく異なっている状況である。その結果、使途の定まっていない多額の余剰金を有する放課後児童クラブが複数存在している。

市では、余剰金の残高について一定の上限額を設け、繰越金が多大になっている場合は、今後の執行計画を策定させるといった管理を行っている。

市の定めた余剰金残高の上限額は以下のとおりである。

繰越金 上限額	(単位：千円)			
	委託料 契約額	繰越金 上限額	委託料 契約額	繰越金 上限額
	～4,000	1,100	9,501～10,000	2,650
	4,001～4,500	1,200	10,001～11,000	2,900
	4,501～5,000	1,350	11,001～12,000	3,200
	5,001～5,500	1,450	12,001～13,000	3,450
	5,501～6,000	1,600	13,001～14,000	3,700
	6,001～6,500	1,700	14,001～15,000	4,050
	6,501～7,000	1,850	15,001～16,000	4,300
	7,001～7,500	2,050	16,001～17,000	4,550
	7,501～8,000	2,150	17,001～18,000	4,800
	8,001～8,500	2,300	18,001～19,000	5,100
	8,501～9,000	2,400	19,001～20,000	5,350
9,001～9,500	2,550	20,001～	5,600	
積立金 上限額	<p>積立金は、1 運営委員会あたり 5,000 千円を上限とする。</p> <p>なお、①施設を複数有するクラブには 2,000 千円、②クラスが複数あるクラブには 1,000 千円をそれぞれ加えた金額を上限額とする。また、民有施設を使用するクラブについては、大規模な補修工事等を考慮し、別途上限額の上乗せを行う。</p>			

※出所：北九州市放課後児童クラブ事業事務説明会資料

余剰金残高の上限額を超えている放課後児童クラブは、以下のとおりである。

(単位：円)

クラブ名	予備費	繰越金	積立金	余剰金合計
クラブ A	-	5,600,000	23,880,443	29,480,443
クラブ B	713,902	3,450,000	6,000,000	10,163,902
クラブ C	-	3,200,000	12,931,684	16,131,684
クラブ D	1,000,000	2,050,000	5,028,853	8,078,853
クラブ E	-	9,443,954	16,000,000	25,443,954
クラブ F	-	2,752,918	10,800,000	13,552,918
クラブ G	-	2,650,000	9,977,238	12,627,238
クラブ H	-	5,586,678	12,000,101	17,586,779
クラブ I	19,919,654	-	-	19,919,654
クラブ J	-	1,385,226	8,330,306	9,715,532

クラブ K	-	5,140,649	18,456,211	23,596,860
クラブ L	-	5,600,000	17,438,983	23,038,983
クラブ M	-	5,943,220	26,236,381	32,179,601
クラブ N	-	4,550,000	6,972,459	11,522,459
クラブ O	-	5,612,299	8,000,000	13,612,299

※出所：令和元年度放課後児童クラブ事業実績報告書

【意見】

放課後児童クラブの会計に関する事項については、北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第 16 条に「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定されており、また、北九州市放課後児童クラブ事業実施要領 11 会計帳簿には、「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱第 12 条第 3 号に定める経理簿は、入会した児童の保護者から徴収した負担金、市支出の委託料等の収入、及び指導員の給与、利用者のおやつ代等の支出について、領収書等関係書類を整理し、金銭の出納に係る帳簿を整備すること。」とある。

令和元年度放課後児童クラブ事業実績報告書によると、人件費支出及びその他支出について各放課後児童クラブの裁量の幅が広いと思われ、各クラブ間での乖離が大きい。その結果、余剰金の残高も各放課後児童クラブで大きく異なる状況である。

市では、余剰金の残高について一定の上限額を設け、上限額を超えた余剰金を有する放課後児童クラブについては個別に指導を行っているとのことであるが、現状では、上限額を超えた余剰金を有する放課後児童クラブは複数存在する。

令和 2 年 3 月末現在で、市内の放課後児童クラブの余剰金合計は 783,585,772 円と多額となっており、用途の決まっていない多額の余剰金は不正の温床になりやすく望ましい状況ではない。したがって、余剰金の残高について精査を行い、必要に応じて保護者からの負担金の軽減や委託料の見直しを検討することが望ましい。

③（意見）放課後児童クラブの監査について

【現状】

市は放課後児童クラブの運営を各放課後児童クラブの運営委員会へ委託しているが、その運営状況の調査について、北九州市放課後児童クラブ事務委託契約書第 8 条では「発注者は、委託業務の実施状況について、受注者に対して、随時に調査し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる」とともに、必要な指示をすることができる。」と規定されている。

それに従い、市では毎年一定数を選定（令和元年度の監査実績：8 クラブ（注））したうえで、監査チェックリストを用いて簡易的な監査を実施しているが、選定基準が明確となっておらず、また、監査チェックリストは正式な書類の位置づけとなってい

ない。そのため、監査結果について報告手続も定められていない。

(注) 当初の計画は 13 クラブであったが、新型コロナウイルスの影響により 5 クラブ中止となった。

【意見】

市は放課後児童クラブ運営委員会と委託契約を締結している。市として委託先の運営委員会が市の基準に合致していることを確認することは不可欠であり、放課後児童クラブの適切な運用には市の関与は欠かすことはできないと考える。

運営委員数や運営委員会の開催実績が各放課後児童クラブで様々な状況であることや、上記②に記載したように不正の温床になりうることを鑑みると、放課後児童クラブの適切な運営を図るためには市の関与は欠かせず、監査マニュアルを策定し、監査結果を報告すること等の対応が望まれる。

(イ) 母子・父子福祉センター運営事業

<事業概要>

事業の概要	<p>市は、戸畑区にある北九州市立母子・父子福祉センターの運営を指定管理者制度にて候補者を募集し、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討する。市は検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定する。</p> <p>検討の結果、一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会が平成31年4月1日から令和6年3月31日まで指定管理者として選定された。</p> <p>・施設概要</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に基づく母子・父子福祉施設であり、母子家庭等に対し、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。</p> <p>・事業内容</p> <p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する講習や講座等の開催、福祉についての相談、自主活動についての助言、福祉の増進に関すること及び施設の管理運営に関することを担う。</p>
実施状況	<p>北九州市立母子・父子福祉センターにおける具体的な実施内容は下記のとおりである。</p> <p>（一般相談）面談又は電話により養育費、面会交流等の相談</p> <p>（法律相談）弁護士による無料法律相談</p> <p>（就職支援講習会）パソコン、色彩検定、医療事務、介護福祉士等の講座実施</p> <p>（就職相談）母子・父子自立支援プログラム策定事業：就職活動等をしたことがない母子家庭の母親等に対し、キャリアカウンセラー（プログラム策定員）が個別面接を行い、生活・経済状況を把握し、個々のケースに応じた支援メニューを考案し、自立支援プログラムを策定する。履歴書の添削、面接対策、企業への同行、ハローワークとの連携等、きめ細かな伴走支援型による就業支援を実施している。センター内に2名、平成28年8月よりプログラム策定員1名をウーマンワークカフェ北九州に常駐している。</p> <p>また、マザーズハローワークと連携し、就職相談会を毎月1回開催している。</p> <p>（ふれあい事業）親と子のふれあい講座、リフレッシュ講座</p> <p>（広報事業）リーフレット等の配布、ホームページ、メールマガジンの活用</p> <p>（その他）関係機関との協議会開催、研修会の開催</p> <p>北九州市立母子・父子福祉センターは、毎年度終了後に「課題分析と自己評価」という報告書を子育て支援課へ提出している。</p>

※出所：子育て支援課より入手した資料を基に作成

北九州市立母子・父子福祉センターでは上記の実施状況における各実施内容の延べ人数を数値目標と設定している。

(単位：人)

延人数	数値目標
一般相談	1,600
法律相談	70
就業支援講習会	4,600
就職相談	1,430
ふれあい事業	480
その他利用者	2,620
計	10,800

※出所：子育て支援課より入手した資料を基に作成

実施状況における各実施内容の延べ人数の5か年推移は下表のとおりである。

(単位：人、部)

延人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般相談	1,488	1,732	1,702	1,513	1,318
法律相談	75	83	50	55	63
就業支援講習会	4,575	4,238	3,778	3,658	3,389
就職相談	551	877	658	663	1,453(*1)
ふれあい事業	616	554	430	350	310
その他利用者	2,710	3,839	3,902	4,601	3,913
計	10,015	11,323	10,520	10,840	10,446
事業リーフレット(*2)発行部数	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※出所：子育て支援課より入手した資料を転記

(*1) 令和元年度は電話相談を含めている。平成 30 年度までは電話相談は含まない。

(*2) リーフレットとは宣伝、広告、案内、説明等ために 1 枚の紙に刷られた印刷物のことをいう。

母子・父子福祉センター運営事業における予算及び決算額の過去 5 年推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	予算	決算
平成 27 年度	41,297	41,297
平成 28 年度	41,297	42,029
平成 29 年度	41,297	41,297
平成 30 年度	41,297	40,997
令和元年度	40,993	42,007

※出所：子育て支援課より入手した資料を転記

① (意見) 事業リーフレットの在庫管理及び情報発信方法について

【現状】

市民へ北九州市立母子・父子福祉センターにおける実施事業内容を周知するための一つの方法として、事業リーフレットを発行しており、発行部数は上表のとおり毎年度 8,000 部数と一定数になっている。

【意見】

事業リーフレットの内容について毎年度著しい変更が見受けられないと仮定した場合、北九州市立母子・父子福祉センターにおいて、毎年度の一定時点（例えば、次年度の予算案作成に向けた作業等を考慮し 9 月末）にて事業リーフレットの在庫部数を数えることにより、次年度に必要な事業リーフレットの部数のみを補充できる。

この結果、事業リーフレット発行にかかる経費の削減及び紙資源の無駄使いを減少させることに寄与すると考えられるため、事業リーフレット部数の棚卸作業を実施し、在庫管理を行うことが望ましい。

また、北九州市母子・父子福祉センターでは、ホームページにて実施事業内容を公開しており、イベントカレンダーにて各種講座、相談等の予定を掲載している。メールマガジンを登録された方に対して月 2 回程度、講座開催の案内及び各種行事のお知らせ等の情報をメール送信している。

スマートフォンの普及に伴いインターネットにいつでも、どこでも、だれでも接続できるという利便性を考慮して、市民へ北九州市立母子・父子福祉センターにおける実施事業内容を現在のホームページ及びメールマガジンでの情報発信に加えて、他の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用して情報発信することも有用と思われる。

②（意見）目標数値について

【現状】

北九州市立母子・父子福祉センターにおいて、母子・父子福祉センター運営事業を実施するにあたり、延べ人数の目標数値が設定されている。

母子・父子福祉センター運営事業を利用した市民の人数を定量的に数値として見ることができると、延べ人数を目標数値として設定することは理解し易い。

【意見】

当該事業の目的等を考慮した場合、上述のように当該事業の延べ人数を目標とするだけでなく、利用者の性質に着眼点を置いた目標設定を検討することが望ましい。

例えば、延べ人数のうち、北九州市立母子・父子福祉センターの利用者のリピーター率を前年度比で減少させる、新たな利用者を前年度比で増加させる、又は利用者の満足度を増加させる等を目標設定とすることが考えられる。そのための利用者の基礎情報（氏名、住所等）、利用履歴等をシステム等でデータベース化して管理することが必要であるが、予算及び人的資源を考慮して情報を蓄積できる方法を検討することが望ましい。

新たな目標数値が追加設定された場合、現在の母子・父子福祉センター運営事業の施策を見直しすることも見込まれるため、より母子・父子福祉センター運営事業の目的を充足することにも繋がるのではないかと考えられる。

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金事業（特別会計）

<事業概要>

事業概要	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けている。
事業財源	繰入金、繰越金、諸収入

<資金種類別の貸付件数・金額>

資金種類は、事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度・結婚の12種類ある。

令和元年度における各貸付金種類別の貸付件数・金額は以下のとおりである。

資金種類	新規分		継続分		合計	
事業開始	-件	-円	-件	-円	-件	-円
事業継続	-件	-円	-件	-円	-件	-円
修学	4件	1,960,000円	44件	26,320,000円	48件	28,280,000円
技能習得	6件	3,842,000円	1件	300,000円	7件	4,142,000円
修業	-件	-円	3件	1,488,000円	3件	1,488,000円
就職支度	-件	-円	-件	-円	-件	-円
医療介護	-件	-円	-件	-円	-件	-円
生活	1件	90,000円	-件	-円	1件	90,000円
住宅	-件	-円	-件	-円	-件	-円
転宅	1件	168,000円	-件	-円	1件	168,000円
就学支度	7件	1,504,000円	-件	-円	7件	1,504,000円
結婚	-件	-円	-件	-円	-件	-円
合計	19件	7,564,000円	48件	28,108,000円	67件	35,672,000円

※出所：市提供資料

①（結果）人件費の計上について

【現状】

当該事業においては、新規貸付の受付や回収・督促等の業務を実施しているが、特別会計の予算・実績において賃金等の人件費は計上されていない。その理由としては、当該事業に専属している担当者はおらず、一般会計における他の業務と兼務しているとのことであった。

【指摘事項】

上述の人件費を加味した場合、一般会計繰入金の金額等にも影響があるものと考えられ

る。また、人件費を加味することにより、より適切な収支バランスを把握することが可能となり、市民への説明責任を果たすものと考えられる。

一般会計とは分離して、独立採算により当該事業の収支バランスを適切に把握することが特別会計の趣旨であることを鑑みれば、当該業務に関わる人件費相当額を予算及び実績額として計上すべきである。

なお、担当者については、他の業務と兼務しているとのことであるため、各担当者の従事割合を明らかにしたうえで、按分計算することが必要になる。

②（意見）滞納債権について

【現状】

貸付金の滞納状況は以下のとおりである。

（単位：円）

調定年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和元年度	271,436,206	239,057,828	-	32,378,378
平成 30 年度	36,523,605	2,919,781	-	33,603,824
平成 29 年度	35,842,984	1,909,084	-	33,933,900
平成 28 年度	36,371,725	1,544,617	-	34,827,108
平成 27 年度	38,745,517	1,374,458	-	37,371,059
平成 26 年度	40,279,891	1,819,904	-	38,459,987
平成 25 年度	39,087,534	1,863,379	-	37,224,155
平成 24 年度	37,389,766	2,077,166	-	35,312,600
平成 23 年度	35,999,634	1,986,112	-	34,013,522
平成 22 年度	35,233,803	2,151,580	-	33,082,223
平成 21 年度	35,470,391	1,990,664	-	33,479,727
以前	283,139,703	11,148,073	-	271,991,630
合計	925,520,759	269,842,646	-	655,678,113
平成 30 年度決算額	968,128,950	309,541,579	4,502,818	654,084,553

※出所：市提供資料

令和元年度の滞納額は 32,378,378 円であり、過年度分と合算すると 655,678,113 円と多額になっている。本債権については、一般的に所得の低い母子・寡婦家庭等を対象としている福祉の制度であるため、滞納を生みやすい構造的な問題を抱えている。

債権の収納や償還指導については、一般社団法人北九州市母子寡婦福祉会に業務委託を行っており、滞納者に対して、以下のように督促・催告を行っている。

- 督促状の作成・送付

- 毎月、滞納者に対して督促状を送付
- 催告状の作成・送付
- 年に1回（年度中）、滞納者に対して催告状を送付

また、上記以外にも必要に応じて相談員から滞納者に連絡を取り、指導を行っている。

【意見】

督促状については、毎月同じ内容の書面となっており、その効果に疑問が残るところである。また、多額の滞納額があることを考慮すれば、以下のような対応を図ることを検討することが望まれる。

- 民間事業者の活用
 - 市の債権管理に関する基本方針にも定められているように、民間事業者を活用することも有用であると考え。なお、他市において、当該債権の回収業務を民間事業者に委託している事例も見受けられ、参考になると思われる。
- 簡易裁判所による「支払督促」手続
 - 「支払督促」は、貸したり立て替えたりしたお金や家賃、賃金などを相手方が支払わない場合に、申立人側の申立てのみに基づいて、簡易裁判所の書記官が相手方に支払いを命じる略式の手続きである。（政府広報オンライン ホームページより抜粋）
 - 滞納額が多額であるような場合には、このような手続きを利用してみることも有用であると考え。
 - なお、支払督促手続は、それ自体、裁判所への出頭等の必要はなく書面のみのやりとりで手続を進めることができるものであるが、支払督促命令に対して債務者は異議を述べて訴訟で争う権利が保障されているため、個別の事案によっては紛争が訴訟手続に移行する可能性がある。この場合には、訴訟手続を弁護士等の代理人への委任する必要も生じることもあるため、支払督促の検討に際しては、その後の弁護士委任等も併せて検討しておくことが望ましい。

<北九州市債権管理に関する基本方針>

（債権管理のための環境整備）

第2 4（5）

ア 相談体制及びマニュアルの整備

債権管理について常時相談ができる体制を整備するとともに、債権管理に関する標準的な事務処理手続を定めたマニュアルを整備し、職員が適正かつ効率的に債権を管理できるようにします。

イ 弁護士等への業務委託

本市自ら滞納処分できない債権の回収については、専門知識を有する弁護士等を活用

することにより効果的で効率的な債権回収が見込める場合は、回収業務の委託化を進めます。

ウ 民間事業者の活用

電話による納付勧奨や文書での納付勧奨業務等について、民間事業者のもつ債権回収のノウハウの活用を積極的に推進します。

※出所：「北九州市債権管理に関する基本方針」

③（意見）申込時の提出書類について

【現状】

子ども家庭局・子育て支援課が取りまとめている「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の概要」によれば、転宅資金の貸付時に「新住所地に異動後の住民票」を提出するように定められている。

令和元年度に新規に貸付を行った転宅資金については、当該資料の提出が見受けられなかった。この点について、市の担当者に質問したところ、当該資料の提出の代わりに、住民票の異動がなされていることを別途確認したとのことであった。

【意見】

市側で住民票の異動情報が確認できるのであれば、利用者に「新住所地に異動後の住民票」の提出を求める必要はないと言える。また、住民票取得の手間や取得コストを考慮すれば、「移動後の住民票」の提出を求めないとする方が利用者にとっても有益である。

- (3) 保健福祉局 障害福祉部
 ア. 障害福祉企画課
 (ア) 障害児の長期休暇対策事業

<事業概要>

業務目的	特別支援学校の長期休暇等の期間に、障害児が参加する各種プログラムにボランティアを派遣し、障害児の家族の介護負担を軽減するとともに障害児の健全な育成を図ることを目的とする。																																																																				
実施状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>開催日</th> <th>内容</th> <th>会場</th> <th>参加者 延べ数 (名)</th> <th>ボラン ティア延 べ数 (名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>7月23日</td> <td>「博物館～アンモナイトのレプリカを作ろう～」</td> <td>いのちのたび博物館</td> <td>32</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7月25日</td> <td>プール遊び①</td> <td>障害者スポーツセンター「アレアス」</td> <td>15</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7月29日</td> <td>「イマタカ☆ダンスファミリーからだであそぼ！」</td> <td>東部障害者福社会館</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7月30日</td> <td>映画会①「それいけ！アンパンマン」</td> <td>シネプレックス小倉</td> <td>32</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>8月7日</td> <td>ボッチャ</td> <td>障害者スポーツセンター「アレアス」</td> <td>20</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>8月8日</td> <td>プール遊び②</td> <td>東部障害者福社会館</td> <td>33</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8月20日</td> <td>映画会②「トイ・ストーリー4」</td> <td>ユナイテッドシネマなかま</td> <td>48</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>8月22日 午前</td> <td rowspan="2">「まるがめ製麺うどん作り体験！」</td> <td rowspan="2">ウェルとばた7階調理室</td> <td>32</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>午後</td> <td>15</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td>242</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>					No	開催日	内容	会場	参加者 延べ数 (名)	ボラン ティア延 べ数 (名)	1	7月23日	「博物館～アンモナイトのレプリカを作ろう～」	いのちのたび博物館	32	11	2	7月25日	プール遊び①	障害者スポーツセンター「アレアス」	15	7	3	7月29日	「イマタカ☆ダンスファミリーからだであそぼ！」	東部障害者福社会館	15	9	4	7月30日	映画会①「それいけ！アンパンマン」	シネプレックス小倉	32	8	5	8月7日	ボッチャ	障害者スポーツセンター「アレアス」	20	9	6	8月8日	プール遊び②	東部障害者福社会館	33	13	7	8月20日	映画会②「トイ・ストーリー4」	ユナイテッドシネマなかま	48	12	8	8月22日 午前	「まるがめ製麺うどん作り体験！」	ウェルとばた7階調理室	32	6	9	午後	15	6	合 計				242	81
No	開催日	内容	会場	参加者 延べ数 (名)	ボラン ティア延 べ数 (名)																																																																
1	7月23日	「博物館～アンモナイトのレプリカを作ろう～」	いのちのたび博物館	32	11																																																																
2	7月25日	プール遊び①	障害者スポーツセンター「アレアス」	15	7																																																																
3	7月29日	「イマタカ☆ダンスファミリーからだであそぼ！」	東部障害者福社会館	15	9																																																																
4	7月30日	映画会①「それいけ！アンパンマン」	シネプレックス小倉	32	8																																																																
5	8月7日	ボッチャ	障害者スポーツセンター「アレアス」	20	9																																																																
6	8月8日	プール遊び②	東部障害者福社会館	33	13																																																																
7	8月20日	映画会②「トイ・ストーリー4」	ユナイテッドシネマなかま	48	12																																																																
8	8月22日 午前	「まるがめ製麺うどん作り体験！」	ウェルとばた7階調理室	32	6																																																																
9	午後			15	6																																																																
合 計				242	81																																																																
○委託先 公益社団法人 北九州市障害福祉ボランティア協会																																																																					

※出所：「令和元年度障害児の長期休暇対策事業報告書」

①（意見）障害児の長期休暇対策事業における業務委託への概算払い及び精算について

【現状】

各種プログラムを開催するにあたり、ボランティアを募集し、事前研修を行ったうえで実施しているが、市は一連の業務を外部に委託している。

令和元年度における業務委託は、以下のとおり概算払いを行っているが、同じ金額にて精算されている。

実施期間	概算払い額	精算額	差引額
平成 31 年 4 月～令和元年 6 月	313,000 円	313,000 円	0 円
令和元年 7 月～令和 2 年 3 月	939,000 円	939,000 円	0 円
合 計	1,252,000 円	1,252,000 円	0 円

なお、精算額の内容は以下のとおりである。

<平成 31 年 4 月～令和元年 6 月分>

項 目	精算額	備 考
コーディネーター人件費	216,000 円	960 円×7.5 時間×30 日
旅費・交通費	32,959 円	コーディネーター交通費@960×30 日=28,800 円 渉外交通費（ガソリン代 駐車場等）4,159 円
消耗品費	17,679 円	事務用品費
諸謝金	-円	ボランティア事前研修会講師謝礼
賃借料	-円	会場借上費
保険料	-円	行事保険
印刷製本費	29,299 円	チラシ作成、研修会資料作成コピー代等
通信費	17,063 円	電話料金、郵便料金等
合 計	313,000 円	

※出所：「平成 31 年度障害児の長期休暇対策事業 収支決算書（実施期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）」

<令和元年 7 月～令和 2 年 3 月分>

項 目	精算額	備 考
コーディネーター人件費	540,000 円	960 円×7.5 時間×75 日
旅費・交通費	164,140 円	コーディネーター交通費@960×75 日=72,000 円

		ボランティア交通費@1,000×62人、@1,500×19人 渉外交通費（ガソリン代 駐車場等）1,640円
消耗品費	43,295円	事務用品費
諸謝金	20,000円	ボランティア事前研修会講師謝礼 4,000円×2H×2人=16,000円 ボランティア事前研修補助講師謝礼 2,000円×2H=4,000円
賃借料	90,730円	会場借上費
保険料	8,708円	行事保険（311人分）
印刷製本費	32,512円	チラシ作成、研修会資料作成コピー代等
通信費	39,615円	電話料金、郵便料金等
合計	939,000円	

※出所：「令和元年度障害児の長期休暇対策事業 収支決算書（実施期間：令和元年7月1日～令和2年3月31日）」

【意見】

各種支出がある中で、概算払い額と精算額が全く同じ金額であることは不自然である。また、精算に当たっては、支払精算書に加えて収支決算書（記載内容については上記参照）が提出されているが、北九州市会計規則第57条第1項に記載されている証拠書類としての役割を果たしているとは言い難い。

この点について、市の担当者に確認したところ、収支決算書について、見積書との相違点や、開催したプログラム内容との整合性等を確認しており、特に問題がなければ領収書等の具体的な証拠の提出までは求めていないとのことであった。また、取引先の資金力等を考慮して、先に支払いを行うために概算払いという形式にて契約を行っているとのことであった。

本来、概算払いの精算については、実額にて適切に精算されるべきであると考えられるが、現状では取引先からの収支決算書に基づいて精算が行われているため、適切に精算されているのか明らかではない。また、取引先に対して先に支払いを行いたいということであれば、前金払い制度を用いることも検討すべきであると考ええる。

今後においては、取引先と契約を締結するに当たっては、どのような形態にすべきか今一度整理し、検討することが望まれる。

<北九州市会計規則>

（概算払の精算）

第57条第1項 概算払いを受けた者は、その用務終了後7日以内に概算払精算書に証拠書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(前金払)

第 59 条 次に掲げる経費で、支払額の確定したものについては、債務履行期限到来前に前金払いをすることができる。

(1) 官公署及びこれに準ずるものに対して支払う経費

(2) 補助金、負担金、交付金及び委託費

～略～

※出所：「北九州市会計規則」

イ. 精神保健福祉課

(ア) 北九州市発達障害者支援センター事業

<事業概要>

事業目的	北九州市発達障害支援センター事業（以下、「支援センター事業」という）は自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）（以下、「自閉症児（者）等」という）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、自閉症等に関する各般の問題について自閉症児（者）等及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、自閉症児（者）等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もってこれらの自閉症児（者）等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
事業内容	①自閉症児（者）等及びその家族に対する相談支援 ②自閉症児（者）等及びその家族に対する発達支援 ③自閉症児（者）等に対する就労支援 ④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修
委託先	社会福祉法人北九州市福祉事業団（以下、「福祉事業団」という）

※出所：北九州市発達障害者支援センター事業実施要綱

①（結果）発達障害支援センター運営事業費の予定価格について

【現状】

支援センター事業は、発達障害に関する相談支援について、診断や療育等の専門的知識を持った関連施設と相互に連携して行うことが最も効率的かつ効果的であり、利用者の利便性も確保できることから、関連施設の運営を行う福祉事業団に一連の業務を随意契約により委託している。

平成30年度及び令和元年度の委託料について、予定価格調書（市）及び見積書（福祉事業団）に基づいて決められており、これらの書類は以下のとおり全く同じ金額で作成されている。なお、予定価格調書では「福祉事業団から提出された参考見積書を基に積算」としている。

委託期間	予定価格調書	見積書	差額
平成30年4月～平成31年3月	32,467,000円	32,467,000円	0円
平成31年4月～令和元年6月	7,856,000円	7,856,000円	0円
令和元年7月～令和2年3月	23,568,000円	23,568,000円	0円

※出所：市提供資料

【指摘事項】

随意契約の場合においても、北九州市契約規則第19条の2により予定価格を定める必要

がある。

予定価格の算定方法として業者からの参考見積書を聴取することが考えられる。ただし、委託先事業者 1 社からの参考見積による予定価格の設定は、当該事業者に予定価格を推定しうる状況を生じさせる可能性があるばかりでなく、予定価格の設計が市で十分に検証されないまま、特定事業者に優位な価格設計になるおそれがある。

このため、今後においては、仕様内容の見直しなどを実施したうえで見積工数を適切に積算し、契約期間にわたる労務費単価の市況変動や消費税増税などを十分に勘案し、予定価格の設定を行うべきである。

<参考>北九州市契約規則

(一般競争入札の予定価格及び最低制限価格)

第 13 条 市長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 (略)

(随意契約の予定価格の決定)

第 19 条の 2 市長は、随意契約の方法によるうとするときは、あらかじめ第 13 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

② (意見) 支援センター事業における業務委託への概算払い及び精算について

【現状】

支援センター事業は、発達障害に関する相談支援について、診断や療育等の専門的知識を持った関連施設と相互に連携して行うことが最も効率的かつ効果的であり、利用者の利便性も確保できることから、関連施設の運営を行う福祉事業団に一連の業務を委託している。

平成 30 年度及び令和元年度における業務委託は、以下のとおり概算払いを行っているが、同じ金額にて精算されている。

委託期間	概算払い額	精算額	差引差額
平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	32,467,000 円	32,467,000 円	0 円
平成 31 年 4 月～令和元年 6 月	7,856,000 円	7,856,000 円	0 円
令和元年 7 月～令和 2 年 3 月	23,568,000 円	23,568,000 円	0 円

なお、精算内容は以下のとおりである。

<平成30年4月~平成31年3月分>

項目	精算額	備考
職員俸給	16,233,600円	正規職員・嘱託職員：6名
職員諸手等	7,632,320円	正規職員・嘱託職員：6名
退職共済	267,000円	正規職員・嘱託職員：6名
法定福利費	4,037,869円	社会保険、労働保険、年金共済
報償費	1,031,400円	
印刷製本費	536,500円	
賃借料	571,600円	
その他	2,156,711円	
合計	32,467,000円	

※出所：平成30年度 北九州市発達障害支援センター運営事業 精算書

<平成31年4月~令和元年6月分>

項目	精算額	備考
職員俸給	4,058,400円	正規職員・嘱託職員：6名
職員諸手等	1,908,080円	正規職員・嘱託職員：6名
退職共済	267,000円	正規職員・嘱託職員：6名
法定福利費	1,009,467円	社会保険、労働保険、年金共済
報償費	69,546円	
印刷製本費	74,872円	
賃借料	109,500円	
その他	359,135円	
合計	7,856,000円	

※出所：平成31年度 北九州市発達障害支援センター運営事業 精算書

<令和元年7月~令和2年3月分>

項目	精算額	備考
職員俸給	12,175,200円	正規職員・嘱託職員：6名
職員諸手等	5,724,240円	正規職員・嘱託職員：6名
退職共済	-円	正規職員・嘱託職員：6名
法定福利費	3,028,400円	社会保険、労働保険、年金共済
報償費	588,900円	
印刷製本費	254,790円	

賃借料	338,000 円	
その他	1,458,470 円	
合計	23,568,000 円	

※出所：令和元年度 北九州市発達障害支援センター運営事業 精算書

【意見】

各種支出がある中で、概算払い額と精算額が全く同じ金額であることは不自然である。また、精算に当たっては、支払精算書に加えて収支決算書（記載内容については上記参照）が提出されているが、北九州市会計規則第 57 条第 1 項に記載されている証拠書類としての役割を果たしているとは言い難い。

この点について、市の担当者に確認したところ、収支決算書について、見積書との相違点や、事業報告書との整合性を確認しており、特に問題がなければ領収書等の具体的な証拠の提出までは求めていないとのことであった。また、取引先の資金力等を考慮して、先に支払いを行うために概算払いという形式にて契約を行っているとのことであった。

本来、概算払いの精算については、実額にて適切に精算されるべきであると考えられるが、現状では取引先からの収支決算書に基づいて精算が行われているため、適切に精算されているのか明らかではない。また、取引先に対して先に支払いを行いたいということであれば、前金払い制度を用いることも検討すべきであるとする。

今後においては、取引先と契約を締結するに当たっては、どのような形態にすべきか今一度整理し、検討することが望まれる。

(イ) 北九州市発達障害者支援モデル事業

<事業概要>

事業目的	北九州市発達障害者支援モデル事業（以下、「支援モデル事業」という）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害児（者）（以下「発達障害児（者）等」という）について、先駆的な支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児（者）等に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的とする。
事業内容	①行動障害の予防における効果的な支援手法の開発 ②中学生ワークショップ ③アセスメントツール開発
委託先	福祉事業団

※出所：北九州市発達障害者支援モデル事業実施要綱

①（結果）発達障害支援モデル事業費の予定価格について

【現状】

支援モデル事業は、国の要綱において「発達障害支援センター事業」との連携を密にし、相乗効果が得られるよう求められていることから、発達障害支援センター事業を随意契約で委託している福祉事業団に一連の業務を委託している。

平成30年度及び令和元年度の委託料について、予定価格調書（市）及び見積書（福祉事業団）に基づいて決められており、これらの書類は以下のとおり全く同じ金額で作成されている。なお、予定価格調書では「福祉事業団から提出された参考見積書を基に積算」としている。

委託期間	予定価格調書	見積書	差額
平成30年4月～平成31年3月	10,800,000円	10,800,000円	0円
平成31年4月～令和元年6月	2,662,000円	2,662,000円	0円
令和元年7月～令和2年3月	7,986,000円	7,986,000円	0円

※出所：市提供資料

【指摘事項】

随意契約の場合においても、北九州市契約規則第19条の2により予定価格を定める必要がある。

予定価格の算定方法として業者からの参考見積書を聴取することが考えられる。ただし、委託先事業者1社からの参考見積による予定価格の設定は、当該事業者に予定価格を推定しうる状況を生じさせる可能性があるばかりでなく、予定価格の設計が市で十分に検証されないまま、特定事業者に優位な価格設計になるおそれがある。

このため、今後においては、仕様内容の見直しなどを実施したうえで見積工数を適切に積算し、契約期間にわたる労務費単価の市況変動や消費税増税などを十分に勘案し、予定価格の設定を行うべきである。

※「北九州市契約規則」については、前述（3）イ．（ア）①「発達障害支援センター運営事業費の予定価格について」を参照。

②（意見）支援モデル事業における業務委託への概算払い及び精算について

【現状】

支援モデル事業は、国要綱において「発達障害支援センター事業」との連携を密にし、相乗効果が得られるよう求められていることから、発達障害支援センター事業を委託している福祉事業団に一連の業務を委託している。

平成 30 年度及び令和元年度における業務委託は、以下のとおり概算払いを行っているが、同じ金額にて精算されている。

委託期間	概算払い額	精算額	差引差額
平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	10,800,000 円	10,800,000 円	0 円
平成 31 年 4 月～令和元年 6 月	2,662,000 円	2,662,000 円	0 円
令和元年 7 月～令和 2 年 3 月	7,986,000 円	7,986,000 円	0 円

なお、精算内容は以下のとおりである。

<平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月分>

項目	精算額	備考
職員俸給	4,996,800 円	正規職員・嘱託職員：2 名
職員諸手等	2,312,160 円	正規職員・嘱託職員：2 名
退職共済	89,000 円	正規職員・嘱託職員：2 名
法定福利費	1,224,667 円	社会保険料、労働保険、年金共済
報償費	634,200 円	
旅費交通費	341,000 円	
什器備品	440,000 円	
その他	762,173 円	
合計	10,800,000 円	

※出所：平成 30 年度 発達障害者支援モデル事業 精算書

<平成 31 年 4 月～令和元年 6 月分>

項目	精算額	備考
職員俸給	1,249,200 円	正規職員・嘱託職員：2 名

職員諸手等	578,040 円	正規職員・嘱託職員：2 名
退職共済	89,000 円	正規職員・嘱託職員：2 名
法定福利費	306,167 円	社会保険料、労働保険、年金共済
報償費	114,800 円	
旅費交通費	75,200 円	
什器備品	62,500 円	
その他	187,093 円	
合計	2,662,000 円	

※出所：平成 31 年度 北九州市発達障害支援モデル事業 精算書

<令和元年 7 月～令和 2 年 3 月分>

項目	精算額	備考
職員俸給	3,747,600 円	正規職員・嘱託職員：2 名
職員諸手等	1,734,120 円	正規職員・嘱託職員：2 名
退職共済	-円	正規職員・嘱託職員：2 名
法定福利費	918,500 円	社会保険料、労働保険、年金共済
報償費	676,900 円	
旅費交通費	105,000 円	
什器備品	186,500 円	
その他	617,380 円	
合計	7,986,000 円	

※出所：令和元年度 北九州市発達障害支援モデル事業 精算書

【意見】

各種支出がある中で、概算払い額と精算額が全く同じ金額であることは不自然である。また、精算に当たっては、支払精算書に加えて収支決算書（記載内容については上記参照）が提出されているが、北九州市会計規則第 57 条第 1 項に記載されている証拠書類としての役割を果たしているとは言い難い。

この点について、市の担当者に確認したところ、収支決算書について、見積書との相違点や、報告書との整合性を確認しており、特に問題がなければ領収書等の具体的な証拠の提出までは求めていないとのことであった。また、取引先の資金力等を考慮して、先に支払いを行うために概算払いという形式にて契約を行っているとのことであった。

本来、概算払いの精算については、実額にて適切に精算されるべきであると考えられるが、現状では取引先からの収支決算書に基づいて精算が行われているため、適切に精算されているのか明らかではない。また、取引先に対して先に支払いを行いたいということであれば、前金払い制度を用いることも検討すべきであると考えられる。

今後においては、取引先と契約を締結するに当たっては、どのような形態にすべきか今一度整理し、検討することが望まれる。

(ウ) 発達障害児早期支援システム研究事業

<事業概要>

事業目的	<p>発達障害のある就学前の子どもの早期支援を進めるため、園医健診、かかりつけ医健診、特性評価（アセスメント）の三層構造による早期支援システムの構築に向けた研究事業を行うもの。</p> <p>発達特性の正しい理解、その子にとってわかりやすいかわり方の工夫により、発達障害の特性のある児童の成長過程における「二次障害」は「予防可能」であり、子どもの早期支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 二次障害の例 …うつ、対人恐怖、不登校、ひきこもり、過度の反抗等 ▶ 二次障害の原因…周囲の無理解、過度の叱責、虐待、感情のゆがみ等 <p>⇒発達特性の正しい理解、かわり方の工夫により「予防可能」</p>
経緯	<p>発達障害のある子どもの健やかな成長を支えるためには、子どもの抱えている困難にできるだけ早く気づき、その子にとってわかりやすく、安心できる環境を整えることが大変重要である。</p> <p>幼児期の子どもの中には、言葉の遅れが目立たないなど、乳幼児健診で気づくことが難しく、保育所や幼稚園などのクラス単位で活動する中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一度始めたことを、途中でやめられない（こだわりの強さ） ▶ じっとしてられず、教室からすぐに飛び出す（多感、感覚過敏） ▶ 友達の輪に入らず、一人で過ごす（コミュニケーションの困難） <p>など、他の子どもと異なる特性が、初めて見えてくることもある。</p> <p>しかしながら、保護者の中には、子どもの様子に気づいていても、専門機関への相談に不安を感じる人も多く、保育所・幼稚園などの現場だけで、早期支援を進めることが難しい現状がある。</p> <p>このことから、今後は保育所・幼稚園と多職種が協働して、発達障害のある子どもの「気づき・理解・支援」につなぐ体制づくりが必要であるとの判断のもと、新たな研究事業に着手することにした。</p>

①（意見）アセスメントツール研究事業終了後の運用体制について

【現状】

市は、発達障害のある就学前の子どもの早期支援を進めるためのアセスメントツールとして「発達障害の要支援度評価尺度（MSPA）」を採用し、MSPA の普及と技能向上の研究を行っている。

現在、令和元年度からの事業計画を策定し、保育所・幼稚園の年中児（4～5歳）を対象に、市内小児科医の協力のもと、保育所・幼稚園の園医健診や、かかりつけ医による健診の仕組みについて研究を行うとともに、専門職（医師や臨床心理士等）が、MSPA を用いた特性評価を実際に行い、その効果を図ることにより、三層構造による早期支援システムの構築を目指している。

【意見】

MSPA の普及と技術向上について、市は独自に健診研究チームを立ち上げ、研究を実施している。令和元年度では、MSPA による特性評価や MSPA の普及、MSPA による特性評価につなぐ健診の仕組みについて一定の成果を上げていると評価できる。

ただし、研究終了後に MSPA を子ども子育て施策の中で本格的に運用していくためのロードマップが策定されておらず、また、MSPA を本格的に運用していくには他部署との連携が必要不可欠であると想定される。

したがって、MSPA に関する研究の成果を生かすために、他部署と連携を図りながら、研究終了後のロードマップを策定することが望ましい。

(4) 教育委員会 指導部

ア. 指導第一課

(ア) 子どもの読書活動の推進事業

<事業概要>

事業概要	学校における 10 分間読書の継続・充実や家庭への働きかけ等、言葉の力の向上につながる読書週間の定着を図る。 また、学校図書館職員（会計年度任用職員）の配置やブックヘルパー等の活用により、学校の読書活動を一層推進する。
決算額	令和元年度 決算額 329,027 千円

※出所：市提供資料

①（意見）会計年度任用職員（注、令和元年度までは非常勤嘱託員）の勤怠管理について

【現状】

学校図書館の職員として、会計年度任用職員を任用している。会計年度任用職員の就業状況や残業時間、休暇等の届出等、すべて紙ベースで行われている。

なお、常勤職員の勤怠管理については、システムにて行われているとのことである。

【意見】

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）」や「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（総務省自治行政局公務員部）」等を受けて、市においても臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化や適正化を図っている状況である。会計年度任用職員については、従来の特別職ではなく一般職扱いとなることから、常勤職員に準じて適切に勤怠管理を行うことが求められると考えられる。

上述のとおり、現状においては、会計年度任用職員の就業状況や残業時間、休暇等の届出等、すべて紙ベースで行われているが、以下のような問題点が考えられる。

- ・市全体として一元管理を行うのが難しい。
- ・給与計算等を行うにあたり、残業時間や欠勤等を手入力する必要がある。
- ・有給休暇等の管理が煩雑になる。
- ・保存文書が膨大な量になる。

常勤職員と同様に、会計年度任用職員の勤怠管理についてもシステム管理することにより、上記の問題点を解決し、適切な勤怠管理や業務の効率化等を図ることが可能になると考えられる。そのため、今後においては、会計年度任用職員の勤怠管理をシステム化することを検討することが望まれる。

イ. 指導第二課

(ア) 有害情報等から子どもを守る事業

<事業概要>

事業目的	インターネット上のサイト等において、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込みの実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進するとともに、教職員等に対し対応力向上のための研修を行う。																																							
主たる事業内容	<p>▶ インターネット上のサイト等における書き込み等の実態把握と監視 インターネット上のサイト等の定期的な巡回監視とともに、北九州市教育委員会が指示する不適切な書き込みやトラブルの可能性のあるサイトの継続した監視を行う。なお、不適切な書き込み等のあるサイトが見つかった場合は、その危険度等に応じ、削除要請の代行も含め、適切な対応を講じる。</p> <p>(巡回の頻度)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>対象校数</th> <th>巡回頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>130校</td> <td>4ヶ月で全校を1巡</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>62校</td> <td>1ヶ月で全校を1巡</td> </tr> <tr> <td>高等学校他</td> <td>3校</td> <td>1ヶ月で全校を1巡</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>8校</td> <td>4ヶ月で全校を1巡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(リスクレベル)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">レベル</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高</td> <td>犯行予告や児童生徒の生命にかかわるなど緊急性の高いもの (例) 犯行予告、自殺予告など</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>緊急性はないが、早期の対応・指導が望ましいもの (例) いじめ、誹謗中傷、自傷行為の告白など</td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応が望ましいもの (例) 個人情報の流布、不良行為、不適切行為など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育委員会への報告)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>報告</th> <th>報告手段</th> <th>定点監視頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高</td> <td>即時</td> <td>電話・メール</td> <td>1日1回</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>週1回</td> <td>メール</td> <td>週1回</td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>月1回</td> <td>定期報告書(学期末)</td> <td>月1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ネットトラブル等に対する学校へのサポート</p>	校種	対象校数	巡回頻度	小学校	130校	4ヶ月で全校を1巡	中学校	62校	1ヶ月で全校を1巡	高等学校他	3校	1ヶ月で全校を1巡	特別支援学校	8校	4ヶ月で全校を1巡	レベル	内容	高	犯行予告や児童生徒の生命にかかわるなど緊急性の高いもの (例) 犯行予告、自殺予告など	中	緊急性はないが、早期の対応・指導が望ましいもの (例) いじめ、誹謗中傷、自傷行為の告白など	低	緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応が望ましいもの (例) 個人情報の流布、不良行為、不適切行為など	レベル	報告	報告手段	定点監視頻度	高	即時	電話・メール	1日1回	中	週1回	メール	週1回	低	月1回	定期報告書(学期末)	月1回
校種	対象校数	巡回頻度																																						
小学校	130校	4ヶ月で全校を1巡																																						
中学校	62校	1ヶ月で全校を1巡																																						
高等学校他	3校	1ヶ月で全校を1巡																																						
特別支援学校	8校	4ヶ月で全校を1巡																																						
レベル	内容																																							
高	犯行予告や児童生徒の生命にかかわるなど緊急性の高いもの (例) 犯行予告、自殺予告など																																							
中	緊急性はないが、早期の対応・指導が望ましいもの (例) いじめ、誹謗中傷、自傷行為の告白など																																							
低	緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応が望ましいもの (例) 個人情報の流布、不良行為、不適切行為など																																							
レベル	報告	報告手段	定点監視頻度																																					
高	即時	電話・メール	1日1回																																					
中	週1回	メール	週1回																																					
低	月1回	定期報告書(学期末)	月1回																																					

	<p>教職員や児童生徒、保護者等からの情報により、学校が問題のあるサイトを把握した場合には、削除依頼等について学校のサポートを行う。</p> <p>➤ 研修等の実施</p> <p>中学校の教職員等に対して、ネットトラブルの未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの取扱上の注意点やトラブル事例の紹介を含む研修を実施する。</p>																																																																																																																																															
実施期間	令和元年7月から令和2年3月末まで																																																																																																																																															
実施状況	<p>➤ 受注者</p> <p>ピットクルー株式会社</p> <p>➤ 委託料</p> <p>【月額】437,400円</p> <p>(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額32,400円)</p> <p>➤ 検知数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th colspan="3">高等学校他</th> <th colspan="3">中学校</th> <th colspan="3">小学校</th> </tr> <tr> <th>リスクレベル</th> <th>高</th> <th>中</th> <th>低</th> <th>高</th> <th>中</th> <th>低</th> <th>高</th> <th>中</th> <th>低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いじめ・中傷</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>2件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>不法行為</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>2件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>トラブル</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>個人情報の流布</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>34件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>174件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>2件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>41件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>36件</td> <td>-件</td> <td>2件</td> <td>217件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th colspan="3">特別支援</th> <th colspan="3">幼稚園</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>リスクレベル</th> <th>高</th> <th>中</th> <th>低</th> <th>高</th> <th>中</th> <th>低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いじめ・中傷</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>不法行為</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>トラブル</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>個人情報の流布</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>208件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>-件</td> <td>262件</td> </tr> </tbody> </table>	学校種別	高等学校他			中学校			小学校			リスクレベル	高	中	低	高	中	低	高	中	低	いじめ・中傷	-件	-件	-件	-件	-件	2件	-件	-件	-件	不法行為	-件	-件	-件	-件	2件	-件	-件	-件	-件	トラブル	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	個人情報の流布	-件	-件	34件	-件	-件	174件	-件	-件	-件	その他	-件	-件	2件	-件	-件	41件	-件	-件	7件	合計	-件	-件	36件	-件	2件	217件	-件	-件	7件	学校種別	特別支援			幼稚園			合計	リスクレベル	高	中	低	高	中	低	いじめ・中傷	-件	-件	-件	-件	-件	-件	2件	不法行為	-件	-件	-件	-件	-件	-件	2件	トラブル	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	個人情報の流布	-件	-件	-件	-件	-件	-件	208件	その他	-件	-件	-件	-件	-件	-件	50件	合計	-件	-件	-件	-件	-件	-件	262件
学校種別	高等学校他			中学校			小学校																																																																																																																																									
リスクレベル	高	中	低	高	中	低	高	中	低																																																																																																																																							
いじめ・中傷	-件	-件	-件	-件	-件	2件	-件	-件	-件																																																																																																																																							
不法行為	-件	-件	-件	-件	2件	-件	-件	-件	-件																																																																																																																																							
トラブル	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件																																																																																																																																							
個人情報の流布	-件	-件	34件	-件	-件	174件	-件	-件	-件																																																																																																																																							
その他	-件	-件	2件	-件	-件	41件	-件	-件	7件																																																																																																																																							
合計	-件	-件	36件	-件	2件	217件	-件	-件	7件																																																																																																																																							
学校種別	特別支援			幼稚園			合計																																																																																																																																									
リスクレベル	高	中	低	高	中	低																																																																																																																																										
いじめ・中傷	-件	-件	-件	-件	-件	-件	2件																																																																																																																																									
不法行為	-件	-件	-件	-件	-件	-件	2件																																																																																																																																									
トラブル	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件																																																																																																																																									
個人情報の流布	-件	-件	-件	-件	-件	-件	208件																																																																																																																																									
その他	-件	-件	-件	-件	-件	-件	50件																																																																																																																																									
合計	-件	-件	-件	-件	-件	-件	262件																																																																																																																																									

※出所：「ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業調査報告書（令和元年7月～令和2年3月）」

①（意見）契約期間（調査実施期間）について

【現状】

市は、ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業についてピットクルー株式会社北九州事務所を受注者とした委託契約を締結している。契約期間は令和元年7月1日から令和2年3月31日までとなっており、令和元年4月1日から令和元年6月30日までが契約期間となっていない。

【意見】

卒業、進学及び新入学の時期である3月や4月は多くの子どもが携帯電話やスマートフォンを入手する時期であると考えられる。また、5月や6月は新生活にも慣れ、友人とのコミュニケーションも増える時期であり、ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業の実効性を確保するためには、それらの期間を調査対象とする必要があると考える。

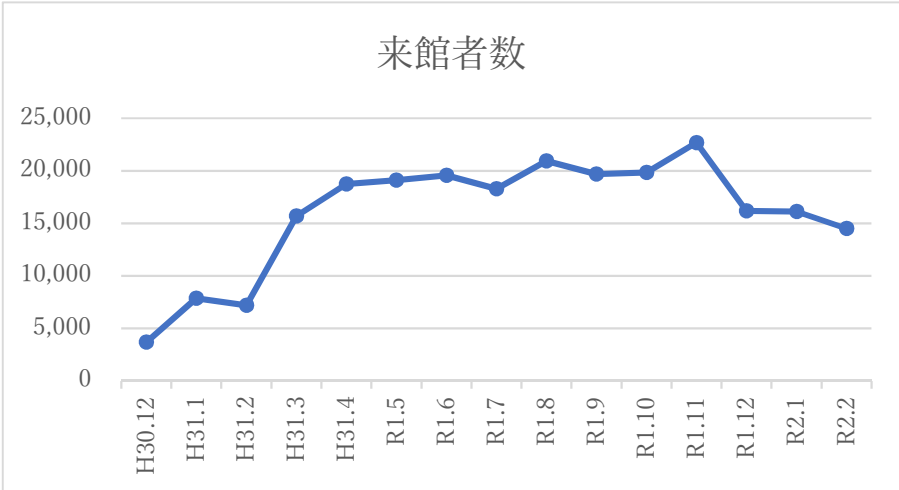
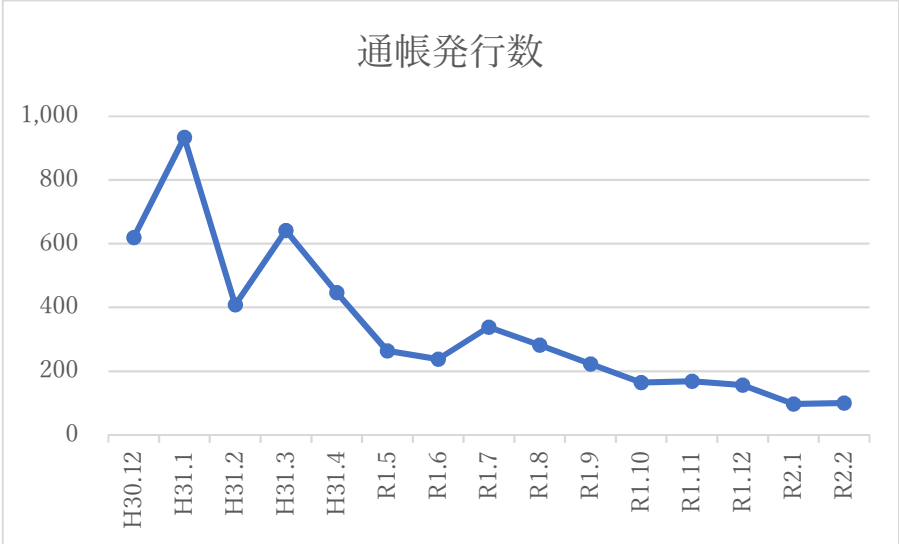
したがって、毎年4月1日から3月31日までを契約期間（調査実施期間）として委託契約を締結することが望ましい。この場合、委託費が1,336,500円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額121,500円）増加すると想定される。

(5) 教育委員会 中央図書館

ア. 子ども図書館

(ア) 読書通帳事業

<事業概要>

導入目的	北九州市子ども読書活動推進条例の趣旨に基づき、子どもに読書を楽しいと感じさせ、子どもの読書習慣を形成するために、子ども自身が市立図書館で借りた本のタイトル等を「本の通帳」に印刷できるシステムを子ども図書館に導入する。読書通帳は、自分自身の読書履歴を楽しみながら目に見える形にすることで、読書意欲の促進、図書館利用の活性化につながる効果が期待される。																																																																
対象者	市在住・在学の18歳以下の子どものうち、子ども図書館に来館した希望者																																																																
来館者数・通帳発行数の推移	<p>◆来館者数の推移</p>  <table border="1"> <caption>来館者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>来館者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30.12</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>H31.1</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>H31.2</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>H31.3</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>H31.4</td><td>18,500</td></tr> <tr><td>R1.5</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>R1.6</td><td>19,500</td></tr> <tr><td>R1.7</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>R1.8</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>R1.9</td><td>19,500</td></tr> <tr><td>R1.10</td><td>19,500</td></tr> <tr><td>R1.11</td><td>22,500</td></tr> <tr><td>R1.12</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>R2.1</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>R2.2</td><td>14,500</td></tr> </tbody> </table> <p>◆通帳発行数の推移</p>  <table border="1"> <caption>通帳発行数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>通帳発行数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30.12</td><td>620</td></tr> <tr><td>H31.1</td><td>920</td></tr> <tr><td>H31.2</td><td>400</td></tr> <tr><td>H31.3</td><td>650</td></tr> <tr><td>H31.4</td><td>450</td></tr> <tr><td>R1.5</td><td>250</td></tr> <tr><td>R1.6</td><td>220</td></tr> <tr><td>R1.7</td><td>350</td></tr> <tr><td>R1.8</td><td>280</td></tr> <tr><td>R1.9</td><td>220</td></tr> <tr><td>R1.10</td><td>180</td></tr> <tr><td>R1.11</td><td>180</td></tr> <tr><td>R1.12</td><td>180</td></tr> <tr><td>R2.1</td><td>100</td></tr> <tr><td>R2.2</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	年度	来館者数	H30.12	3,500	H31.1	8,000	H31.2	7,000	H31.3	15,500	H31.4	18,500	R1.5	19,000	R1.6	19,500	R1.7	18,000	R1.8	20,500	R1.9	19,500	R1.10	19,500	R1.11	22,500	R1.12	16,000	R2.1	16,000	R2.2	14,500	年度	通帳発行数	H30.12	620	H31.1	920	H31.2	400	H31.3	650	H31.4	450	R1.5	250	R1.6	220	R1.7	350	R1.8	280	R1.9	220	R1.10	180	R1.11	180	R1.12	180	R2.1	100	R2.2	100
年度	来館者数																																																																
H30.12	3,500																																																																
H31.1	8,000																																																																
H31.2	7,000																																																																
H31.3	15,500																																																																
H31.4	18,500																																																																
R1.5	19,000																																																																
R1.6	19,500																																																																
R1.7	18,000																																																																
R1.8	20,500																																																																
R1.9	19,500																																																																
R1.10	19,500																																																																
R1.11	22,500																																																																
R1.12	16,000																																																																
R2.1	16,000																																																																
R2.2	14,500																																																																
年度	通帳発行数																																																																
H30.12	620																																																																
H31.1	920																																																																
H31.2	400																																																																
H31.3	650																																																																
H31.4	450																																																																
R1.5	250																																																																
R1.6	220																																																																
R1.7	350																																																																
R1.8	280																																																																
R1.9	220																																																																
R1.10	180																																																																
R1.11	180																																																																
R1.12	180																																																																
R2.1	100																																																																
R2.2	100																																																																

※出所：市提供資料

①（意見）通帳の在庫冊数の適正化について

【現状】

読書通帳事業は平成30年12月に開始された事業であり、事業開始前に10,000冊の通帳を作成していた。令和2年2月時点で残数は約5,000冊であったが、令和2年3月に13,636冊が追加作成されていた。事業開始からの期間を考慮すると、ひと月当たりの平均発行数は約340冊であり、令和2年3月時点の在庫冊数は約55か月分に相当するため在庫が過剰であると考えられる。

（単位：冊）

時 期	発注数	発行数(注)	残数
平成30年12月	10,000	-	10,000
平成30年12月～ 令和2年2月	-	5,081	4,919
令和2年3月	13,636	-	18,555

※出所：市提供資料及び市へのヒアリングを基に作成

【意見】

過剰な在庫は長期間保管することとなるため、管理コスト・労力の増大に繋がる懸念がある。また、適正な発注を行っていれば今年度の予算に余剰金額が発生し、他の有用な方針に予算を充てることが可能となる。そのため、通帳の納期・発注量により変動する単価（コスト）なども考慮し、在庫冊数（発注冊数）を適正化することが望ましい。

②（意見）システムの契約期間について

【現状】

『「本の通帳」（読書記録）システム借入れ及び保守一式』に係る契約期間と、『「本の通帳（読書記録）システム」に係るサーバ等機器の提供及び保守業務委託』に係る契約期間が以下のとおり整合していなかった。

- ・『「本の通帳」（読書記録）システム借入れ及び保守一式』

H30年3月9日からH35年3月31日まで

- ・『「本の通帳（読書記録）システム」にかかるサーバ等機器の提供及び保守業務委託』

H30年3月29日からH34年8月31日まで

【意見】

両者は単独で機能することができないため、一方の契約期間が終了した場合、他方の契約による効果を享受できなくなってしまう恐れがある。そのため、今後の契約更新のタイミングで契約期間を整合させることが望ましい。

③（意見）対象施設の拡充について

【現状】

読書通帳事業を実施しているのは「市立子ども図書館」（北九州市小倉北区城内 4 番 1 号）のみであり、実質的に当該制度を利用できるのは、居住地域が子ども図書館に比較的近い世帯に限られる。そのため、その他の地域に居住している子どもとの間に不公平が生じている状況である。

【意見】

市在住・在学の 18 歳以下の子どもの読書意欲の促進、図書館利用の活性化を図るという事業の目的を鑑みると、現在は当該目的が限定的に果たされている状態である。

そのため、通帳による読書意欲の促進、図書館利用の活性化が認められるのであれば、費用対効果を分析した上で、他の図書館への導入を検討することが望ましい。

以 上